

(第六部)

第九十七回国会 参議院 文教科学委員会 會議録 第五号

平成三十年十二月四日(火曜日) 午前十時開会

委員の異動

十一月二十九日

辞任

杉尾 秀哉君

補欠選任

蓮 舫君

蓮 舫君

十二月三日

辞任

蓮 舫君

補欠選任

橋本 聖子君

補欠選任

十二月四日

辞任

橋本 聖子君

補欠選任

上野 通子君

上野 通子君

出席者は左のとおり。

委員 理事

上野 通子君

石井 浩郎君

江島 潔君

神本美恵子君

吉良よし子君

赤池 誠章君

今井絵理子君

衛藤 晟一君

小野田紀美君

大野 泰正君

太田 房江君

橋本 聖子君

水落 敏栄君

新妻 秀規君

浜田 昌良君

杉尾 秀哉君

伊藤 孝恵君

大島九州男君

国務大臣

文部科学大臣

副大臣

文部科学副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

文部科学省研究開発局長

スポーツ庁次長

経済産業大臣官房福島復興推進グループ長

経済産業大臣官房原子力事故災害対処審議官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

参考人

東京電力ホールディングス株式会社代表執行役員社長

守谷 誠二君

佐伯 浩治君

今里 讓君

松永 明君

新川 達也君

村瀬 佳史君

戸田 浩史君

石川 昭政君

永岡 桂子君

柴山 昌彦君

高木かおり君

山本 太郎君

松沢 成文君

本日会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上野通子君) たいだいまから文教科学委

員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省研究開発局長佐伯浩治さん外四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野通子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として東京電力ホールディングス株式会社代表執行役員社長守谷誠二さんの出席を求め、その御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(上野通子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上野通子君) 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野田紀美君 おはようございます。自民党の小野田紀美でございます。早速質問させていただきます。

前回、参考人の先生方からいろいろなお話がありましたところで、重複する部分もあるかと思

うんですけれども、まず、東日本大震災を踏まえて、仮払い法、あと原子力損害賠償支援機構法、

原賠ADR時効中断特例法、原賠時効特例法な

ど、様々そのときに起きた事態に合わせて特例法など法律を定めて対応してきたところではありますけれども、改めて、今回改正をする必要性を示しただけではないと思えます。

○国務大臣(柴山昌彦君) 原子力損害賠償制度については、平成二十三年の原子力損害賠償支援機構法の成立時に、国会において、原賠法の改正等必要な措置を講ずるものとして附則及び附帯決議において検討が求められたところです。これを受けて、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会において長期にわたる検討の結果、速やかに原賠法に盛り込むべきとされた事項等について、今般、所要の改正を行うこといたしました。

具体的には、東電福島事故における対応のうち一般的に実施することが妥当なものとして、損害賠償実施方針の作成、公表の義務付け、仮払い資金の貸付制度の創設、和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例について所要の措置を講ずることとしております。また、政府補償契約の新規締結や原子力事業者に対する政府の援助につきまして、平成三十一年十二月三十一日が適用期限と規定されておりまして、期限到来前の延長が必要ですから、今般、これを十年間延長することとしております。

これらの改正によって、将来、原子力事故が発生した場合における被害者の適切な賠償がより迅速かつ円滑に行われるとともに、原子力損害の被害者の保護を着実に図ることができると考えております。

○小野田紀美君 今後、被害者が出るようなことがあってはいけませんけれども、被害者の方が一、億が一があったときにしっかりと救済できる体制を整えていくこと、非常に重要だと思っております。

今回の改正で、損害賠償実施方針の作成、公表

の義務付けというのがあるわけですが、今対象となる事業者のうち、現在はどういう賠償マニュアルを作っているのか、作っていないところがあるのか作っているところがあるのか、またその作ったものはどういふふう公開しているのか、この現在の状況を教えていただけたらと思います。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

損害賠償実施方針につきましては、全ての原子力事業者に対しては賠償の実施に係る方針を作成し公表することを義務付け、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るために平時から備えさせようとするものであり、今般初めて制度化し、事業者に義務付けるものでございます。

他方、いわゆる賠償マニュアルと言われるものにつきましては、各原子力事業者が任意で策定している社内向けの文書であると承知しておりますが、公表されておらず、その内容の詳細については文部科学省としてはお答えは差し控えていただきます。

なお、文部科学省におきましては、ジェー・シー・オー事故を踏まえまして設置されました原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会運用ガイド検討ワーキング・グループにおきまして、原子力損害が生じた際に一般的に想定される原子力損害の対応の標準例などを整理しましたガイドラインを策定し、関係者における業務マニュアル等の参考として事業者にお示ししているところでございます。

このガイドラインにおきましては、賠償手続の標準的なプロセス、賠償手続などに係る各種書類の様式、このイメージなどが記載されているところでございます。

○小野田紀美君 でも、実際ガイドラインに沿って社内向けでは作られているということで、公開はされていないということだったんですけれども、じゃ、結構ガイドラインをしっかりと立てる中で、現在のもの、現在、社内向けに作っているマ

ニユアルを今後の改正に合わせて継続的に、じゃ、今まで使っていたものをそのまま流用し直すよということが出来るのか、改めて必ず作成し直さなきゃいけないのか、作成に当たって、これから実施方針に記載すべき項目だとか内容の公開の範囲どのぐらいにするのかとか、その辺はどのように検討されているのか。今のガイドラインに沿って作っていくのか、あとスケジュール感というのも併せてお示しいただけたらと思います。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

損害賠償実施方針、今回の法案に基づいて作られます実施方針と損害賠償に関する社内向けの文書は、その位置付けが同一でない以上、両者の内容が必ずしも同一となるわけではないと考えております。他方、損害賠償実施方針が作成された後は、当然これが基となりますので、両者の内容は整合したものとなると考えてございます。

特に、今般の損害賠償実施方針につきましては、各原子力事業者が定めていますガイドラインを一步進めまして、各原子力事業者において損害賠償の実施に関する方針を検討し公表することを法的義務として定め、各事業者における自主的な検討を促し、公表に伴う事業者間の方針の共有や関係者との対話を通じて内容の適切性を確保するものとして今般新たに制度化するものでございます。

その内容でございますが、原子力等の立地する地域や各原子力事業者の事業の内容は多様でございます。例えば、原子力事業者が保有する施設には原子力発電所もございませう、核燃料物質などを取り扱う研究室あるいは貯蔵室などもございませう。したがって、事故が発生した際の規模や様態も様々であると考えております。このため、損害賠償実施方針として原子力事業者が事前に定めるべき具体的な内容につきましては、全ての原子力事業者が一律の対応を求めたのではなく、各原子力事業者が自主性を持って対応することが妥当であると考えているところでございます。

この損害賠償実施方針に定める具体的事項につきましては文部科学省令で定めることとしておりますが、省令の検討に当たりましては、今般の改正後、平成三十二年一月の法律の施行まで作成される方針が各原子力事業者の事前の備えとして実効性のあるものになるよう、東電福島原発事故の賠償実務の経験から得られる知見や教訓にも留意しつつ検討を行ってまいりたいと考えております。

○小野田紀美君 おっしゃるとおり、確かに全て一律に、施設が一律でない以上、一律のガイドラインというか、基本方針とか項目とか作れないというのにはなるほどなと思うんですけども、そうすると、個々に作っていくというこの作成された損害賠償実施方針の内容の妥当性ですとか公開に関するルール作りとか、そういうのは個々に、何か自主的にというふうに関心したんですけど、誰がチェックして誰が指導してどのようこれにいよいよ決めていくのか、これを教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

この損害賠償実施方針につきましては、原子力事業者がその作成及び公表を義務付けておりますが、この各事業者の自主性を培いまして、公表に伴いまして事業者間の方針の共有や関係者との対話を通じて内容の適切性を確保することができるとは思いません。

文部科学省といたしましては、今般の改正後、法律が施行されるまでの間に原子力事業者に対してこの制度の趣旨を周知徹底しますとともに、当該方針が公表された後も原子力事業者による対応状況を注視し、本制度の適切な運営を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○小野田紀美君 ちよつと、それだと、自主性に基づいて公開して、公開した後にそれぞれの事業者で情報交換したり、関係者の中で話し合っている方向に進めていけたらいいねというふうな感じで聞こえてきて、責任持ってチェックするところ

というのが、じゃ、具体的に決まっているわけではないという認識でよろしいでしょうか。済みません、もう一度。

○政府参考人(佐伯浩治君) お話にございましたとおり、制度上、これについてどこかの機関がチェックをしていくという形にはなっておりません。ただ、もちろん、私ども制度を定めている官庁でございますので、私どもとしてはそこをしっかりと、その状況を注視してよく対応を取ってまいりたいと考えております。

○小野田紀美君 私も、それぞれの事業者さんがしっかりと自主性、自主的に完璧な作成をして、そしてしっかりとその全てを情報公開していくというふうな、できる範囲でやっていくということをお願いしておりますし、信じたいですけども、それを、じゃ、公開が足りないんじゃないかとか、ここがちよつと黒く見えないんじゃないかというところに関して注視して、国民がこれじゃないんじゃないかというのを待つだけというのは、ちよつと私としては引つかかるかなというふうな思っております。より安心していただくためにやはり何らかの、注視をしっかりと関わっていき、ちゃんとその取りまとめですか、いや、これもうちよつとした方がいんじゃないのという指導に関しては是非検討していただきたいというふうな個人的には思っています。

せつかく、しっかりと実施方針を作成しませう、そしてそれを公表しようという皆さんに安心、安全を思っていたかどうかというのを作るのでから、さらにそれを、ああ、これだけちゃんとこれだけ公表してくれているんだから大丈夫だねというふうな思ってもらえるような体制をつくらないと、なかなかこの御理解が得られない部分もあるんじゃないかなと思いますので、是非よろしく願いました。

次に、損害賠償制度の中で機構法関係とかなんですけれども、事故を起こした加害者その責任を果たす主軸であるべきということは当然であつて、支援機構のそれぞれの負担状況を見たとき

に、利益を得ていたところが責任を果たすという流れがきちんと出ているのか。今現在利益を上げていたのであれば、その利益を賠償に全部回してしかるべきなのではないかという御意見もこの前参考人の方からいただきました。そういった御懸念も理解できるなというふうなところだと思います。

事故を起こしていない事業者も一般負担金というものを納付しているわけで、その事故を起こしていないところの一般負担金を払っている事業者の方々の電気代にも負担が跳ね上がったということも考えると、支援機構の情報の透明性があつて初めて納得できるんだろなというふうな思ふんですが、現状に対して国はどのように考えていらっしゃるのか。

また、原子力事業者の相互扶助スキームというのは、先ほど来申し上げましたとおり、事故を起こしていない業者も含んでのものなんですけれども、中には、事故を起こした当事者である東電の負担が少ないんじゃないかなという批判も耳には届いております。これについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。御指摘いただきました福島第一原発事故に対応することに伴って必要となる資金、二十一・五兆円、総額になります。これにつきましては、二〇一六年に閣議決定をいたしました福島復興指針に基づきまして、まず被災者賠償費用、これは七・九兆円でございますけれども、これについては、御指摘のとおり、東京電力を含む原子力事業者が毎年度納付する負担金で賄われることとなっております。

そのほか除染費用四・〇兆円がございましてけれども、これは原賠機構が保有する東電株式の売却益を実現するべく東電が改革を行って捻出する、こういうことになってございます。また、廃炉に要する資金八・〇兆円につきましては、東電自身による経営改革を通じ捻出し東電

自身が負担すると、このようになってございまして、御指摘のとおり、事故を起こした東京電力がその負担の中心となると、こういう枠組みになっているところでございます。

そのうち、被災者賠償費用七・九兆円につきまして申し上げますと、全ての原子力事業者が万が一の原子力損害に備えた相互扶助の考え方の下に一般負担金を負担しております一方で、事故を起こした東京電力自身が特別資金援助を受ける原子力事業者として特別負担金を負担しているところでございます。

この特別負担金の額につきましては、原賠機構法に基づきまして、安定供給等に支障を生じない範囲でできるだけ高額の負担を求めるということになっております。この考え方の下、第三者有識者で構成されます原賠機構運営委員会におきまして、毎年度、廃炉に要する資金ですとか除染費用等を捻出するために必要となる企業価値向上に向けて必要な資金なども総合的に勘案した上で毎年度決定しているところでございます。

また、御指摘のとおり、この資金の流れにつきまして透明性が極めて重要だと考えてございまして、これまでこの資金の負担の額などにつきまして公表してきているところでございまして、引き続き透明性の向上に意を払ってまいりたい、このように考えてございまして。

○小野田紀美君 ありがとうございます。結構この資金援助のスキームというか、流れがすごく、結構複雑なので、一見何か何もしないんじゃないのというふうな思われがちなんだろなというの私もいろいろ資料を見ていて思いました。透明性をより確保して、納得していただけるようにというふうな思ふんですけれども、ともすれば、特別負担金出していますよと言いがち、ここのだけ、原子力事業者の相互扶助スキームのところだけ見ていると、ええ、足りないんじゃないのと思われるかもしれないんですけれども、おっしゃるとおり、被災者賠償に関し

てはこのやつを使いながらも、株の売却益で除染

をしなきゃいけない、あと、これからの廃炉のもお金をためていかなきゃいけないということ、丸々全てが補償の方に行ってしまうては、本来やらなきゃいけない除染とか、あと廃炉ができなくなってしまうというのはず、よく分かります。

なので、こどももうちよつと皆さんに、利益があるじゃないか、全部ぶつ込めというんじゃない、それをどのように、除染であるとか廃炉であるとか、必要なところに使っているのかということも、広報じゃないですけども、お伝えをいただいて、事故を起こしたところが賠償するのは、もう全部責任を負うのは当たり前だという世論ももちろん分かるんです。ただ、一番大事なことは、誰に責任があるんだとか誰が悪いんだということよりも、きちんと補償がされて、きちんと廃炉がされて、きちんと除染がされて、ふるさとに帰れる環境をつくっていくことだと思ひますので、これは御納得いただけるように、是非引き続き透明性の確保と、あとしっかりと資金の回し方というのをお願いしたいと思ひます。

そして、最後になるかもしれませんが、ちよつとこの補償料率に関して、政府の補償料率等に関してなんですけれども、今、例えば保険だと、安

全性が確保された健康状態が良かったりすると、若干健康保険料とか、民間の保険だと健康ポ

ナスみたいなのがあつたりするところもあると思ふんですが、安全基準、事故の後、日本は世界一厳しいと言われるまで施設の安全基準を上げていって、耐震化であるとか様々な対策に投資をしてお金を掛けて安全性を上げていくわけでございますけれども、そんな中で、事故リスクが低減をされていくのであれば、これ、国民負担を抑制するという観点から、補償料率も少し見直し

た方がいいんじゃないのかという御意見もあるというふうな聞いていますけれども、これに関して国はどのように考えていらっしゃるのか。

す。原子力損害賠償補償契約の補償料率は、補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定めるとされております。

原子力損害賠償補償契約の補償料率の算定に当たりましては、事故発生リスクの低減も一つの検討要素として議論し得るものと承知しております。今後必要に応じて補償料率について検討を行つてまいりたいと思ひます。

○小野田紀美君 結局、それを負担しているのは国民一人一人になっていくので、あと、より安全性を高めていこうというふうな気持ちも前に進めるために、ちゃんとしているところはそれなりに、何と云うんでしょう、補償料率下げた方がいい、何と云うんでしょう、補償料率下げた方がいい、よりその補償だとかさういったところにつきりお金の割にいくように、仕組みをもうちよつと精査して考えていっていただけたらと思ひます。

もう時間がないので、これは意見にとどめさせていただきます。今回、損害賠償実施方針の作成をするに当たつて、個々のその事情が違うのでそれぞれにいうところはあるんですけども、本場にこれ難しいところではあるんですけども、どこまでを補償するのかというところは、いろんな御意見があると思ひますが、私はある程度決めていかなければいけないんじゃないかなと思つておりました。例えば自主避難であるとか、それぞれ、ここまでは対象だけれど、これ以上はちよつともう元から違つたよなところをあらかじめ枠組みを決めておけば、これから本場に賠償が必要の人に時間とお金をより効率的に割いていけるのではないかなというふうな個人的には思つておりました。これも大変な議論になるかと思ひますけれども、是非、本場に必要

なところ迅速に的確に、よりお金をしっかりと出して賠償をしつかりしていけるように、ある程度、ここまですべてのことも方針としては私は決めていっていただけたらなというふうな個人的

には思っております。

時間ですので、これで終わります。

○新妻秀規君 おはようございます。

まず、損害賠償の措置額の引上げを見送った理由について、これは大臣に伺いたいと思います。

東電の福島原発の事故では、東電の賠償支払額が平成三十年、今年の九月までに八・六兆円に及びまして、賠償措置による千二百億円では重大事故のための備えとしては過少ではないかという指摘がございます。

賠償措置の見直しについては、二〇一一年の原賠・廃炉機構法の附則及び衆参の附帯決議で指摘されて以来の検討課題でありながら、今回見送られたのはなぜでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 賠償のための資金の確保に関しては、原賠法に規定する千二百億円の損害賠償措置、今触れていただきましたけれども、それと併せて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく相互扶助スキームから成る現行制度によって必要な資金が確保できるように既に措置を講じているところであります。

一方で、原子力事業者にとって相互扶助スキームは、他の事業者の動向によって負担の規模が影響を受けるため予見可能性が低いこととすとか、あるいは、電力システム改革の進展による事業環境の変化等を踏まえて、賠償措置額についても検討を行わせていただいたところであります。しかしながら、検討の結果、現段階においては具体的な見直し案を得られる状況にはないという判断に至っております。

今般の法改正に関しては、現時点における賠償措置額の国際水準及び保険市場の動向を踏まえれば、責任保険の引受限度額を引き上げ得る状況にはないと判断をしたところではあります。ただし、責任保険については、国内外の保険市場の中間期的な見直しを更に検討する必要もありませんし、また、さつき触れさせていただいた電力システム改革の進展による原子力事業者間の競争関係といった事業環境の変化を見極める必要もありません。

また、東電福島原発事故後に導入された新しい安全規制への対応や事業者による自主的な取組によって安全性が向上して事故発生リスクの低減が見込まれて、その評価を取り入れなければいけないのではないかとというような要素もありますので、今後の賠償措置額については、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、文部科学省を中心に検討を継続していきたいと考えております。

○新妻秀規君 今大臣がお答えいただいたことを受けての二問目なんですけれども、今後の検討の見直しについて伺いたいと思います。

今回、賠償措置の変更を見送るということは、これを見直さなさいという結論を出したわけではなく、法の適用期限である十年を待たずに状況の変化に応じて検討を継続していくという認識でよいでしょうか。また、検討の時期の見直しについてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほど私が申し上げたとおり、今、新妻議員からも御指摘があったとおり、様々な状況の変化が想定をされますので、適用期限の十年を待つのではなく、必要に応じて状況の変化を踏まえた検討を迅速に行っていくと考えております。

○新妻秀規君 次に、損害賠償方針の妥当性評価と運用の適正性の判断について、これ佐伯局長に伺いたいと思います。

この件については先ほど小野田先生からも、一部かぶるところもありますが、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

この法案では、原子力事業者は、損害賠償への対応に係る方針をあらかじめ作成、公表することとしております。原子力事業者が作成する方針が迅速かつ公正な賠償に資するものとなるよう、その内容については適正性が確保される必要があると考えますが、詳細は省令に規定されると伺っています。

ます。これについては参考人質疑でも様々な指摘があったところで。

方針の内容についてはどのようなものが盛り込まれることを想定するのか、また、その内容が適正かどうかをどのような基準、またプロセスで判断するのか。また、万が一原子力事故が発生したときに、事業者が賠償を方針どおりに適正に実施しているかどうかを誰がどのように判断し、どのように対応するのか、また、こうした内容については省令で規定するのでしょうか。佐伯局長、お願いします。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

損害賠償の実施方針につきましては、原子力事業者の各事業が講じている民間責任保険契約及び政府補償契約などといった事業所ごとの損害賠償措置に関する内容、原子力損害賠償に関する事務の実施方法に関する内容として、原子力事業者における内部規則等の整備、賠償請求の受付窓口の整備、賠償請求の手続、情報の管理方法に関する内容、紛争の解決を図るための方策に関する内容といたしまして、原子力損害賠償紛争審査会により行われる和解の仲介への対応に関する内容などの事項を記載することを義務付けることとしており、これらについては原賠法第十七条の二第二項において文部科学省令で定めることとしております。

○新妻秀規君 次に、仮払い資金の支払基準と範囲について、これも佐伯局長に伺いたいと思っております。

この法律案において創設される仮払い資金の貸付制度では、特定原子力損害を受けた被害者に対し政令で定める仮払いの支払基準によって特定原子力損害賠償仮払金を支払う原子力事業者に対して、政府は必要な資金の貸付けを行うとしております。

を考えているのでしょうか。また、仮払いの範囲については、過去の事故における指針の内容などを参考に準備しておくことが重要であると考えますが、どのように設定するのでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) 先ほどの答弁でちよつと抜けていたところがございまして、追加をしようと思っております。

その実施方針の適正性の確保の部分でございまして、実施方針として事前に定めるべき具体的な内容につきましては、事故の態様、規模、原子力事業者が保有する原子炉等の立地する地域や個別の事業の内容なども様々であることから、原子力事業者が自主性を持って対応することが適当であると考えています。

このため、行政が一律の基準や要件を定めるのではなく、原子力事業者が方針の作成、公表義務を課すことにより、各原子力事業者の自主性が培われ、公表に伴う事業者間の方針の共有や関係者との対話が図れることを通じて内容の適正性が確保されるものと考えております。

文部科学省といたしましては、今般の改正後、法律が施行されるまでの間に、本制度の趣旨を周知徹底することにより本制度の適切な運用を図ってまいります。

また、事故が発生した場合のお話がございましたが、これにおきましても、原子力事業者による対応状況を注視しつつ、必要に応じて当該事業者の方針を踏まえた適切な賠償実施を要請するなど、本制度の目的である損害賠償の迅速かつ適切な実施の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、仮払い基準でございますが、原子力事業者が政令で定める仮払い基準に従い資金の貸付けを政府に申し込むことができることとされております。この仮払い基準は、原子力事故の規模や被害の範囲が様々であることから事故後の状況に応じて柔軟な対応ができるよう政令で定めることとしておりますが、仮払いの対象者の種別に応じ、定額又は算定方式等を基準で定めることを想定し

ているところでございます。

これらの仮払い基準の具体的な内容につきましては、法案成立から仮払いに関する規定の施行までの間に、東電福島原発事故の際に策定された中間指針の例、東電が行った仮払いの検証や有識者等の意見を踏まえつつ、被害者の迅速な救済に支障が出ないよう留意し、慎重かつ丁寧に検討を行ってまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 次に、条文の具体的な内容について技術的な質問をしようと思っております。

十七条の三の三に仮払金の迅速な支払について規定があります。

条文には、文部科学大臣は、特定原子力損害賠償仮払金の迅速な支払のために必要があると認めるときは貸付けを決定し、事業者へ通知をすることがありますが、必要性を判断する基準としてどのようなものと考えていらっしゃるでしょうか。局長、お願いします。

○政府参考人(佐伯浩治君) 今般の改正により新設する十七条の三第三項では、仮払いの貸付けの決定に関し、文部科学大臣は、第一項の規定により申込みがあった場合において、先生からお話があったように、迅速な支払のために必要があると認めるときに遅滞なく貸付けを決定し、その旨を当該申込みのあった原子力事業者へ通知するものと規定してございます。

仮払い資金の貸付けの申込みに当たりましては、原子力事業者は、第十七条の三第二項に基づき、文部科学大臣に対して政府が行う貸付けを必要とする理由や貸付け希望金額などを記載した書類を提出することになります。

文部科学大臣は、この当該書類を参照し、仮払いが必要となる被害者の範囲及び規模の見通し、仮払金の支払額の見積り、事業者の資金計画等を検討し、迅速な仮払いを実施するために政府が仮払い資金の貸付けを行う必要性の有無を判断することとなります。

○新妻秀規君 次に、和解仲裁手続の利用に関する時効中断の特例について、制度の周知徹底につ

いて、まずこれ佐伯局長に伺いたいと思います。

今後、万が一原子力災害が発生した際に、被害者がADRセンターへの申込みをちゅうちよするのではないよう、この時効の中断の制度を十分に周知して和解仲裁手続の活用を促す必要があると思っております。どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) 今般の改正によりましてADR手続に時効中断効が付与されますが、実際に原子力事故が発生した場合に、被害者が時効により損害賠償請求権が消滅するおそれを感じずに和解仲裁手続を利用できるようにするためには、制度について十分な周知を行うことが必要であると認識しております。

文部科学省といたしましては、東電福島原発事故の際に措置された時効中断特例法の際の広報の例を参考に、実際に原子力事故が発生した場合の被害者に対し、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、チラシなどを用いまして必要な周知を行ってまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 次に、提訴までの猶予期間の妥当性について、これも局長に伺います。

この法律案では、他の一般的な裁判外の紛争解決制度と同様に時効中断特例の適用を受けるためには、和解の仲裁の打ち切りの通知を受け取ってから一か月以内に裁判所に提訴しなければならぬと定めています。

東電福島原発事故における原賠ADR時効特例法におきましても一か月とされておりましたが、この事故のような大規模な原子力災害が発生した際には、避難中であつたり、帰還後においても生活の再建に取り組んでいたりする中で、一か月という期間をどのように評価しているのでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) ADRセンターにおきましては、和解仲裁の打ち切りを行う際は、和解仲介を受け入れない理由を当事者双方に確認を求めるといった手続を行っております。その中で打ち切りの手続を事前に関係者に十分に説明してい

るところでございます。

また、ADRセンターによる和解仲裁の過程で、訴えの提起に係る基本的な争点などが整理されている場合が多くございます。

これらのことから、打ち切りから一か月以内に訴えを提起することについて、私どもとしては支障がないものと考えているところでございます。

○新妻秀規君 次に、ADRの設置が法文に明記されなかった理由について、これも局長に伺いたいと思っております。

東電のこの福島原発事故では、短期間に多数の和解の仲裁の申立てに対応するため、原子力損害賠償紛争審査会、原賠審の下に置かれた原賠ADRセンターが和解の仲裁を実施しております。高い割合での和解の合意の実績を上げることが重要な役割を果たしてきたと認識をしております。

迅速な被害者の救済のためには、原子力事故の態様及び被害の状況に応じ原賠審の下に原賠ADRセンターを速やかに設置できるように、その組織と設置手続を規定する必要があると考えられますが、これが法文上ないのはなぜでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) いわゆるADRセンターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、原子力損害が発生した場合に、速やかに政令により設置される原子力損害賠償紛争審査会の業務として、当該審査会の決定により設置された紛争解決機関でございます。

ADRセンターを法律に規定することにつきましては、原子力損害賠償制度専門部会の議論の中でも検討が行われましたが、現行の紛争解決手続は十分に機能している等の意見があり、その結果、ADRセンターは、東電福島原発事故において、短期間に多数の和解の仲裁の申立てに対応するため和解の仲裁を実施しており、高い割合での和解合意の実績を上げるなど重要な役割を果たしていること評価した上で、ADRセンターにつきましては現行どおりとすることが妥当とする旨が報告書に記載されたところでございまして、文部科

学省においても同様に考えているところでございます。

○新妻秀規君 次に、仲裁法による和解の仲裁について伺いたいと思っております。これも局長に伺います。

この原子力委員会の損害賠償制度の専門部会の報告書によれば、拘束力がある紛争解決の手続として仲裁法に基づく仲裁手続がありますが、その導入につきましては長期的な課題として検討となつているところです。

その理由は、ほかのADRにおける仲裁手続の実施等を考慮しまして、原子力損害賠償に係る特殊性、並びに被害者及び原子力事故を起こした原子力事業者からの紛争解決ニーズを踏まえた検討が必要であるからというふうに行っているところでございます。

今後、この仲裁法による和解の仲裁、どのような形で検討を進めていられるのでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) 仲裁手続につきましては、原子力損害賠償制度専門部会の報告書におきまして、和解仲裁手続のみでは紛争解決を十分に図ることが難しいと考えられる場合には導入を検討し得るが、現時点では、仲裁手続の前提となる仲裁合意をどのように確保するか、どのような手続で実施するかなど、実効性を確保するために制度設計上解決すべき課題が多いとして、長期的な課題として引き続き検討することが妥当であるとされたところでございます。

今後、文部科学省におきましては、専門部会で示された課題の解決方策について、仲裁手続が導入されている他の制度の例なども参照しつつ、必要に応じて有識者の意見も伺いながら引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○新妻秀規君 次に、原賠審が被災地の声を細かく聞き取る必要について、これ副大臣、答弁お願いします。

先ほどの原子力委員会の損害賠償制度の専門部会の報告書によれば、審査会の組織、運営等につ

いて、事故直後から被災地の声を細かく聞き取る対応を求める意見があることに留意が必要と、このように明記をしています。

この件につきましては、参考人質疑で佐々木参考人の方からも、被災者の声をしっかりと聞いてほしいという指摘があったところです。これは本場に重要だと思っております。こうした声も踏まえまして、被災地の声を細かく聞き取る対応について具体的にどのように取り組んでいられるのでしょうか。

○副大臣(永岡桂子君) お答えいたします。

原子力損害賠償紛争審査会におきましては、審査会の場に被災をいたしました地方公共団体等と、例えばJ.A.とか商工会等関係団体などの関係者の方々にも御出席をいただきまして、被災地の実情ですとか御意見を伺いながら中間指針等を策定してきていただいております。

また、福島県や被災しました市町村を始め福島県内外の多くの地方公共団体ですとか幅広い関係団体から紛争審査会に係る陳情また要望が寄せられておりまして、要望内容とともにそれに對します紛争審査会の考え方や対応方針を会議の場におきまして検討し、その方向性について確認をいただいております。

さらに、被災地の実情を適切に把握した上で賠償や復興の状況を確認するとともに、被災地の関係者の御意見を直接伺うために、福島県の被災した市町村への現地視察をおおむね一年一回行っております。

引き続きまして、紛争審査会におけます審議や被災地の現地視察などによりまして、地元の不安ですとか、またやはり不信ですね、本場に不安や不満といった声にも十分に耳を傾けまして、賠償状況や被災地におけます実態の把握を通じまして、東京電力におけます賠償の状況をしっかりとフォローしていくことが重要であると考えております。

福島原発事故時の対応と同様に、被災地の御意見を十分に伺いながら対応を行う必要があると、そう考えているところでございます。

○新妻秀規君 今副大臣から答弁がありましたように、やはり本場に現地に寄り添って、事故の直後から一貫して被害者の方が寄り添われているなと実感していただけるような、そうした丁寧な対応を重ねて求めたいと思っております。

次に、関係する行政機関との協力について、まず大臣に、どのように情報共有と連携をしていくのかについて伺いたいと思っております。

東電の福島原発事故では、被害者の救済に関しまして、損害賠償請求の取りまとめなどにつきましては農林漁業の協同組合、そして商工会議所、商工会などの関係団体が大きな役割を果たし、また、避難者等への支援につきましては都道府県及び市町村が大きな役割を果たしたというふうにご承知しております。

この法律案におきましては関係行政機関の協力について法律上明記されまして、これによって文部科学大臣は、法律の規定によって関係行政機関に資料の要求などを行うことができるようになります。

先ほどありました原子力委員会の損害賠償制度専門部会の報告書におきましては、原子力事故の被害者の負担軽減等を図るため、関係省庁は平常時から原子力損害賠償に係る情報共有等を通じて連携を図ることが重要だとされているところでございます。

それでは、具体的に平常時と万が一の事故のとき、それぞれどのようにして連携を図っていくのでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今般の法改正におきましては、文部科学大臣が関係行政機関の長に対して必要な協力を求めることができるという旨の規定を新たに設けることとしております。

今御指摘にあった平時における具体的な協力の例といったしましては、仮払い資金の貸付制度に関係いたしましたして、金融機関の行政機関、まあ金融

庁等ですね、に対して市中の金融機関に関する情報提供を求めることなどを想定しております。

また、今後事故が起こった場合における具体的な協力の例といったしましては、紛争審査会が指針を定めるに当たって、被害の状況や関係する事情について、関係の行政機関に対して今お話があったように情報提供を求めることと、専門部会の報告書において、東電福島原発事故の際に農林漁業の協同組合や商工会議所、商工会など関係団体が果たしてきた役割を大きくとされてきたことも踏まえて、関係府省の協力をいただいて、それを通じてこれらの関係団体から情報提供をいただいたり意見を伺うなどの事柄を想定をしております。

引き続き、関係機関と連携をしてしっかりと対応していきたいと考えております。

○新妻秀規君 やはり東電の福島原発事故での貴重な経験がありますので、このときの経験を十分精査して、いざというときにこうした情報がしっかりと迅速に集まってくるようなそうした準備を、万全の準備をしていただきたいと思います。

次に、相談、情報提供について、これもまた大臣に伺いたいと思っております。

この専門部会の報告書におきましては、原子力損害が発生した場合に、被害者に対して賠償に関する相談、情報提供を速やかに行うことができるようにするための体制整備が必要だということにしております。これ非常に重要だと思っております。

この相談、情報提供の体制整備をしていられるのでしょうか。これも大臣、お願いします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 相談、情報提供につきましては、まさしく専門部会の報告書において言及がございまして、賠償に関する予見可能性を高めるのみならず安心感の醸成にもつながる、また、現行の原賠・廃炉機構による相談、情報提供の実施は同機構が資金援助を行った場合に限りならず、資金援助が行われない賠償措置額を超え

る原子力損害が生じていない場合にもやはり同様の対応が必要であるということをご指摘されております。

ということで、原子力損害が発生した場合に、被害者に対して賠償に関する相談、情報提供を速やかに行うことができるようにするための体制整備等がトータルとして必要だということも触れられております。

報告書に記載のとおり、原賠・廃炉機構による資金援助が実施される場合には同機構により相談、情報提供が行われることとなっておりますけれども、資金援助が行われない場合においても、被害者に対して賠償に関する相談の受付あるいは情報提供が行われるようにするために、文部科学省といたしましては、このような場合において、

原子力事故の対応や被害の状況に依りて原子力分野や法律分野の専門家、弁護士などの協力を得つつ、国が相談、情報提供等を実施すべく必要な対応、体制づくり等を行っていきたくと考えております。

○新妻秀規君 そうですね、本場に万が一ということが起こったときに、被災者の方が、あつ、ここに行けば分かるんだなということが本場に分かるような、そうした周知も是非とも併せてお願いをしたいと思います。

次に、政府補償契約とか、また政府の措置に係る十年という適用期限の妥当性について、これは局長に伺いたいと思っております。

今回の法改正におきまして、原子力に関する科学技術や原子力の利用に関する基本的な国際秩序が今後急激に変化するとは想定されていないとする認識の下、政府の補償契約や政府の措置に係る適用期限を平成四十一年、二〇二九年の十二月三十一日まで十年間延長することとされております。これまではおよそ十年ごとに改正されてきたわけですが、前回は十年を待たずに原子力損害の補完的な賠償に関する条約の国内実施に向けた改正を行っているところでございます。

科学技術が急激に進歩し、原子力発電に関する

状況も変化中、適用期限をなせ十年としたの
でしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げま
す。

昭和三十六年に原賠法が制定されて以来、これ
までの改正におきまして原子力損害賠償補償契約
の新規締結及び原子力事業者の援助に係る期限に
つきましては、都度十年間延長を行ってまいりま
した。原子力損害賠償補償契約の新規締結の延長
の判断に当たりましたは、政府補償契約が民間責
任保険を補完する役割を持つものであることか
ら、検討におきましては民間責任保険でカバーで
きる損害項目の範囲や金額の水準を見極める必要
があると考えております。

これらを見極めるに当たりましては、原子力損
害賠償に関する主要な国際条約には採択から発効
まで十年以上の期間を要している例が多いため、
制度の枠組みに影響を及ぼす国際的動向を見定め
るためにはおおむね十年程度の期間を要すること
などを勘案しますと、制度上、定期的に政府補償
契約や政府の援助に関する規定の必要性を見直す
期限としては、制度の安定的な運用の観点から、
これまでの例に倣い、十年を維持することが妥当
と考えたと考えております。

ただし、これらの適用期限の到来前であったと
しても、仮に法改正を必要とする事態が生じた場
合には、その都度法改正を行ってまいりたいと考
えていると考えております。

○新妻秀規君 以上で終わります。ありがとうございます。
○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会の杉尾秀哉で
ございます。本日は質問の機会をいただきましたし
て、大変ありがとうございます。

今回提出されました原賠法の見直し案、あの福
島事故で露呈した多くの問題点、重要な問題点が
置き去りにされたままで余りに不十分なものと
言わざるを得ないというふうには私に思っておりま
す。これについて、先週の参考人質疑の中でも、
三人の参考人の方が抜本的な改正とは到底言えな

いと、こういうふうにはつきりおっしゃっていま
した。

そこで、早速ですが、柴山大臣に伺いたいと思
います。

原発事故後の二〇一一年八月に支援機構法が成
立した際に、附則第六條第一項において、できる
だけ早期に原賠法の改正等の抜本的な見直しを始
めとする必要な措置を講ずると、こういうふう
に明記されています。また、同法の審議での衆参の
委員会の決議においても、抜本的な見直しという
ことが言及されております。

しかし、あれからもう七年以上、八年近くた
ちました。しかも、賠償措置が、これからお話し
しますけれども、目的規定等々、根幹の部分につ
いて全く手が着けられておりません。その今回の見
直し案のどこが迅速で、どこが抜本的な見直し
なのか、大臣、お答えください。

○国務大臣(柴山昌彦君) まず、ちょっと細かい
ことを申し上げるようで恐縮なんですけれども、
抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ず
るというように書かれております。それで、その法
律の制定を受けて、平成二十七年一月に原子力損
害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議が内閣
府原子力委員会に検討を要請し、同委員会原子力
損害賠償制度専門部会において、平成二十七年五
月から約三年半、二十一回の議論を行いました。

この専門部会の検討においては、東電福島原発
事故の経緯を踏まえて、被害者への迅速、適切な
賠償の在り方ですとか官民の適切な役割分担と
いった観点を中心に、専門的な立場から慎重かつ
丁寧な議論が重ねられたものと承知しております。
その結果を受けて、原賠法に新たに盛り込む
ことが妥当であるとされた事項について、今般改
正法案を国会に提出をさせていただいたところで

す。

これらの改正によって、将来、原子力事故が発
生した場合における被害者の適切な賠償がより迅
速かつ円滑に行われるとともに、原子力損害の被
害者の保護を着実に図ることができると考えてお

りまして、文部科学省といたしましては、現時点
において、この法改正によって必要な見直し事項
は盛り込まれていると考えております。

○杉尾秀哉君 慎重にというふうにおっしゃいま
したけど、ちょっと慎重過ぎるんじゃないですか
ね。しかも、ほとんど私は小手先にはかすぎない
というふうには思っているんですけれども、今回の
見直し案については、先週の参考人質疑でもそう
でした。とりわけ、原告でもあります現在も避難
されている佐々木さんなどが、非常に強い不満と
いうか憤りというか、表明されていたと思いま
す。

私たちは、そういう意味では、本当に被害者の
皆さんに寄り添った法改正なのだろうかというこ
とについて疑問を持っております。私たち立憲民
主党では、抜本的な法改正を行うための修正案を
これから提出させていただきます。その骨子です
けれども、原賠法の目的規定の適正化、そして二
番目は原子力事業者の和解案の受諾に関する規定
の追加、三点目が賠償措置額に関する検討事項の
追加、この三点に絞って私は質問させていただきます。

まず、目的規定でございますけれども、これも
皆さんよく御存じだと思います。原賠法の目的、
第一条において、被害者の保護を図るとともに原
子力事業の健全な発達に資すること、こういうふ
うに規定されております。

この法律ができたのは一九六一年ですから、そ
の当時はそういう考え方は当然あったかもしれま
せんけれども、しかし、あの事故を経た今となつ
ては事態が百八十度変わった、いわゆるコペルニ
クスの転回というんですかね、今となつてはこの
規定に意味はないと思うんですね。そもそも、原
子力事業の健全な発達を目的にしたこと自体が誤
りだったのではないかと、こういうふうな指摘も
あります。原子力産業を特別扱いする理由はない
というふうにおっしゃる専門家の方もたくさんい
らっしゃる。先日の参考人質疑でも、原発は既に
発展から消滅の段階に入っているんじゃないか

と、こういう指摘がありました。

と、こういう指摘がありました。

そこで、大臣に伺います。

本法律の目的を被害者保護に特化するために
も、原子力事業の健全な発達という文言をどうし
て削除できないのか、また、削除すると何か不都
合でも生じるのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 先ほど紹介をさせてい
ただいた原子力委員会原子力損害賠償制度専門部
会において、御指摘の目的についても検討が行わ
れました。その結果、原子力事業の健全な発達の
文言に關しましては、同専門部会の報告書におい
て、原子力事業者が適切な賠償を行い、被害者の
保護を確実に行うためには、原子力事業者の予見
可能性の確保と事業の円滑な運営にも留意する必
要があり、これらをもつて国民生活の安定と国民
経済の健全な発達に寄与するとして、目的規定を
変更すべきとの結論には至らなかったものと承知
しております。このため、文部科学省といたし
まして、原賠法第一条の目的規定については現
状を維持することが妥当であると考えておりま
す。

また、原子力事業の健全な発達の視点について
は、発電事業者やメーカー等のみならず、東電福
島原発事故の事故収束や廃炉等を進めていく中
で、事故炉からの放射性物質の除去ですとか事故
炉の解体に従事する事業者、様々な事業者の協力
を得る上でも重要でありまして、当該文言は削除
すべきではないと考えております。

○杉尾秀哉君 今、被害者の保護を確実にするた
めにもというふうにおっしゃいましたけれども、
この文言がなければ被害者の保護ができないん
ですか。おかしくないですか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 関連事業者の原子力損
害賠償のリスクを原子力事業者に集中させて当該
事業者の意に反する求償を、つまり関連事業者に
対する逆求償ですね、これを制限するという原賠
法第四条及び第五条の規定は、これはまさしく原
子力事業の健全な発達という目的から導き出され
るものでもあり、というふうに考えております。

そういう面からも、当該文言は削除すべきではないと考えております。

○杉尾秀哉君 その発達という文言が、やっぱりどうしてもあの事故の後にあつては私たちは納得できない。多くの原発事故の被害者、被災者の皆さんも同じことを考えているというふうに思うんですけれども、私は、こういう規定があつて、そして原発政策がやっぱり推進されてきたんだというふうに思うんですね。

○国務大臣(柴山昌彦君) 繰り返しになりますけれども、今、杉尾議員が御指摘になられたことも含めて専門家でずっと長期にわたつて検討して、このように目的規定については現時点で変更すべきでないという結論が出たものと承知してしております。

○杉尾秀哉君 いや、ちよつと納得できませんけれども、これ水掛け論になつてしまふので。ちよつと二つ目の和解案の受諾に関する規定について伺いたいんですが、資料をお配りいたしました。被害者救済手続について、特に原子力紛争解決センター、いわゆる原発ADRセンターによる和解仲介の問題点について伺いたいと思ひます。

資料を見ていただきたいと思ひます。既済件数が年々低下しております。これは、ほとんどほとんど解決していけば件数自体は低下していくわけですが、目立っているのが、和解成立の割合が年々低下している一方で、取下げ、それから和解の打ち切り、こういう割合が増えているんですね。この原因について、文科省としてはどういふふうに分けられているんでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お配りしていただきました資料によれば、経年変化で見ますと、ADRセンターの和解仲介手続が終了した案件のうち、打ち切りの件数の割合が増加していることが見て取れます。

打ち切り件数の割合が増加傾向にあることにつきまして、平成三十年三月に示されましたADRセンター活動状況報告書によれば、個々の事案により事情は多様であるため一概に述べることが難しいが、本件事故からの時の経過等に伴い、申し立てられる損害項目と本件事故との因果関係を認定することが難しい案件が増加していることもその一因になっているのではないかと考えられるとされております。

いづれにいたしましても、ADRセンターにおきましては、手続が進行中の案件であつて当事者間の主張の隔たりがある場合には、仲介委員による和解案受諾勧告書の提示や口頭審理等を通じた説得など、和解の成立に向けて双方に対して累次にわたり要請を行い、できる限り丁寧な調整を進めることが重要と考えているところでございます。

○杉尾秀哉君 今おっしゃいましたけれども、やっぱり因果関係を認定するのが時間の経過とともにだんだん難しくなつていく、これはそうだとおもうんですけれども、逆に言うと、この後に答弁いただいたんですが、じゃ、その原発ADRの最初の目的は何だったのかということになると思ふんですけれども、このうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解が打ち切りになつた件数、これ、どれぐらいあるんでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お尋ねの東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打ち切りとなつた件数につきましては、平成三十年六月末までの累計で九十二件であると承知しております。

○杉尾秀哉君 できれば、ちよつと年ごとの件数とか出ますか。

○政府参考人(佐伯浩治君) 打ち切り件数、東京電力和解案受諾拒否により打ち切りになつた件数につきましては、平成二十五年が十件、平成二十六年が四十二件、二十七年が九件、二十八年が七件、二十九年が四件、三十年の上半期で二十件と承知しております。

○杉尾秀哉君 上半期で二十件というのはやはり

多い。一時期減つてはいますけれども、また増えているということですね。

これ、つい最近大きく報道されましたので皆さんも新聞報道等々で御覧になつたと思ひます。浪江町のケースなんでも、町民の七割を占める一万五千人が和解仲介を原発ADRに申し立てましたけれども、東電が和解案を拒否したため、今年四月に手続が打ち切られました。そして、つい先日です、十一月二十七日だつたと思ひますけれども、住民の方百九人が提訴をされました。これは一次提訴ということで、これから提訴される数がどんどん増えていくんだろうというふうに思ふんですけれども、実はこの浪江町のケースだけではなくて、今回の質問に当たつて現地でこのADRに携わつていらつしやる弁護士さんからもいろいろ情報が参りまして、例えば相馬市玉野地区のケース、それから川俣町小網木地区のケースそして福島市渡利地区、各地でこのところ、こうした打ち切りが相次いでいるんですよ。

そこで、今日は参考人として東京電力に來てもらつたので伺いたいと思ひます。

和解案というのは、かなりの時間を掛けて慎重に作られたものだといふふうに認識をしております。それに当たつていらつしやる弁護士さんもそういうふうにおつしやつていらつしやる。にもかかわらず拒否する理由、これは何なんですか。

○参考人(守谷誠二君) お答えいたします。当社といたしましては、和解仲介案の尊重というお約束に従つて誠実に対応してきております。その考えに変わりはございません。

また、ADR手続が、個々の申立ての御事情に基づき簡易な手続により早期解決を目指す場であるといふことは十分認識しております。

他方で、一部には、浪江町集団ADRの申立てのように、申立人に共通する御事情として主張されている内容が既に中間指針で考慮をされているものもございまして、そのような共通な御事情を理由に申立人全員に対し一律に追加での賠償を認め

られているものなどもあることから、和解案に基づく賠償を行うことは難しいという結論に至るものもございまして。

いづれにいたしましても、ADR手続においては、引き続き、被災者の方々の個別の御事情を丁寧にお伺いしながら、また、訴訟での御請求があつた場合につきましては訴訟の手続に従つて誠実に対応してまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 誠実誠実とおっしゃいますけど、本当に誠実なんですか。

東電、三つの誓いつて出していますよね。それはどういふものですか。

○参考人(守谷誠二君) 三つの誓いについては、一つ、最後の一人まで賠償を貫徹する、一つ、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、一つ、和解仲介案の尊重。以上の三つでございます。

○杉尾秀哉君 和解仲介案が尊重されていないから皆さんこうやって提訴をしたり、しかも、浪江町のケースはこの間に九百人ぐらいの方がもう亡くなつていらっしゃるわけですよ。高齢者ですよ、皆さん、本當にふるさとを奪われた方々なんですよ。そういう思い、弁護士さんの一人が私にこういうファクスを送つてきましたけれども、東京電力の拒否回答は被害の切捨てそのものであり、その被害の救済を東京電力に拒否されるという耐え難い苦痛を与えられていると、こういうふうには言っているんですけど、どういうふうにお考えですか。

○参考人(守谷誠二君) ADRに関しましては、この三つの和解仲介案の尊重、これを重視いたしまして、これまででも和解仲介案の尊重というお約束に従つて和解の早期成立に誠実に対応してきてきたところでございます。

このADRの手続が、簡易な手続により早期解決を目指すという場であることは十分承知しております。こうした考えから、私ども、被災者の皆様に歩み寄り、寄り添い、より個別の事情をお伺いしながら和解案を検討して受諾してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉尾秀哉君 私も東京電力に知り合いがたくさんいます。皆さん、社員の方も本当に苦しめられているというのによく分かります。あの事故を起こそうと思つて起こしたわけじゃないというのは、それはよく分かります。ただ、結果的に見て、八年たつてこういう状況になつてゐるわけですね。今、その誠実にとか言葉はいいんですけれども、どうもその言葉とやつてゐることが違うんじゃないか。

そこで、ちよつと大臣に伺いますけれども、そもそも原発ADRというのはどういう趣旨でつくられたのか、そういう趣旨に照らして今の東電の説明に納得できるか。これ、法曹出身でございまして、よくお分かりだと思ひますけど、いかがでしょう。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今お話があつた原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であると承知しております。

具体的には、中立かつ公正な立場の仲介委員が申立人と相手方の双方から意見を丁寧に伺ひ、和解案を提示するなどして当事者の合意による紛争解決を図つております。

先ほど佐伯局長の方から御紹介をさせていたいただいたとおり、これまで手続が終了した約二万三千件のうち八割程度に当たる約一万八千件の和解がこのプロセスによつて成立をしております。他のADRと比較しても高い合意実績を上げております。これらを踏まえて、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会においても重要な役割を果たしているとの評価をされております。

また、手続が進行中の案件であつて、当事者の間に主張の隔たりがある場合もございまして、こういった場合、仲介委員による和解案受諾勧告書の提示ですとか口頭審理などを通じた説得、こういった働きかけを通じて、和解の成立に向けて双方

方に対して累次にわたり要請を行い、できる限りしつかりと調整を進めているというふうに向つておりまして、私としても、本ADRセンターが引き続き和解成立に向けて取り組むことが重要であると考えておりますし、このやはり和解案については、各当事者間になるべく尊重してほしいというふうに考えております。

なお、杉尾議員から御紹介をいただいた浪江町の事例についてなんでも、確かに打切りとなつた集団申立てではありますけれども、ADRセンターにおいて本年の八月から九月にかけて浪江町が主催した個人による申立てに係る説明会に協力をさせていただくなど、個人及び少数人数の規模による個別具体的な事情に基づき申立てに対して丁寧に対応していると同つています。そして、浪江町による集団申立ての打切りの後、集団申立てに参加した浪江町住民二名による個別申立てが行われ、日常生活の阻害に係る慰謝料について和解が成立をされているということも承知しております。

○杉尾秀哉君 これ経産省にも伺いたいたいんですけども、実質的に東電は国有化されております。経産省出身の役員も東電にはいらつしやいますけれども、これ国として、経産省ということになりまされども、何か東電に対して指導なり何なり、適切な措置はとつてゐるんでしょうか。

○政府参考人(松永明君) お答えを申し上げます。東京電力は、事故に係る賠償につきまして、徹底した経営改革を通じて、事業を継続しながら最後の最後まで責任を果たすということが大前提でございます。また、ADRで示された和解案につきましても、これを尊重するのが東京電力の基本方針であります。

一方におきまして、ADRでは個々の申立人の事情に基づきまして審理が行われるということでございますので、個別事情を考慮しても事故との相当因果関係のある損害を認めることが困難な場合のように、和解案を受け入れていない場合もあ

ると聞いております。

いずれにしましても、経済産業省といたしましては、被災者の方々の個別の事情を丁寧にお伺ひしながら、適切な対応を取るよう東京電力をしつかりと指導してまいりたいと思つております。

○杉尾秀哉君 これは大株主なわけですから、しつかりと指導、対応していただきたいと思ひます。

これについて最後の質問になりますけれども、私もとして、これ、ADRに裁定機能、法的な強制力を持たせる、こういうことが必要なんじゃないかと思つて、これから提出いたします修正案の中にも含ませていただきました。この裁定機能を付与することに何か不都合があるのか、これについて納得のいく説明いただきたいんですけど、いかがでしょう。

○国務大臣(柴山昌彦君) 拘束力のある手続を利用することを望まない紛争当事者もいらつしやるわけですね。そういった方々が和解仲介手続の利用をちよつとあつて、かえつて紛争解決の迅速性及び簡易性が損なわれて被害者の早期救済の妨げとなるのではないかと懸念があります。また、原子力事業者サイドとしましては、申し上げるまでもなく、半強制的に承諾をせざるを得ない状況となり、それにより原子力事業者の裁判を受ける権利が制限されることになるのではないかとといった問題点も指摘をされております。

その結果、ADRセンターは現行の規定を維持することが妥当であるというふうな専門部会の報告書においても指摘をされておりますけれども、先ほど紹介があつたとおり、和解仲介案を尊重する旨を東京電力が特別事業計画において表明をしております。この和解仲介手続の実効性の確保に資しているという部分もございまして、是非、和解仲介手続を被害者が積極的に活用できるように、賠償実施方針の整備の中で適切に対応していただくことが大事かなというふうに思つております。

文科科学省といたしましても、引き続き当事者

双方の意見を丁寧に向ひながら、公正かつ適正な和解が成立するよう和解仲介手続を適正に進めるとともに、今回の改正案において、原子力事業者に作成、公表を義務付ける損害賠償実施方針の中でADRセンターによる和解仲介への対応の方針についても記載をさせるということで、和解仲介手続の実効性の確保を図つてまいりたいと考えております。

○杉尾秀哉君 今、実施方針の中で記載されるといふふうにおつしやいましたけれども、この間の参考人質疑の中でも、今日もいらつしやつていまして、ただ書くだけじゃ駄目で、それを要するに担保する、実効性を担保するよな、例えば第三者機関のチェックなり必要じゃないかというのがあります。東電が言つてゐるからいいだろうとか書けばいいだろうというふうなことではないと思ひますので、私たちはこの点についてもしつかりとその法的な裏付けが必要だといふふうにしてあります。

時間があれでするので、ちよつと三点目の賠償措置額について伺ひます。

先ほど新妻委員の方からも質問ありました、千二百億円の据置きです。実際の賠償額の僅か百分の一ぐらいにしかすぎない、余りにもその乖離が甚だしいということなんです、これも先日の参考人質疑の中で佐々木さんがおつしやつていました。そもそも千二百億円という額の根拠、これ何なんだろうと、算定根拠を教えてくださいなうにおつしやつていました。いかがですか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。原賠法第七条に規定する賠償措置額につきましては、賠償措置額の国際水準を勘案しつつ、原子力損害賠償責任保険に係る国内外の保険市場の引受能力で安定的に確保できる範囲内においてできる限り高額を定めるとの考えに基づき、これまで数次の引上げを実施したところでございます。現在の賠償措置額につきましても、同様の考え

方に基づきまして、平成二十一年の原賠法改正に

際し、平成十六年に採択された改正パリ条約におきまして賠償措置額が七億ユーロに引き上げられたこと、この七億ユーロは当時の為替レートで約千八百億円でございます。このことと、民間責任保険について国内及び海外再保険市場での引受能力の拡大により最大千二百億円までの安定的な引受けが可能であると判断されたことから、それまで六百億円であったものを千二百億円に引き上げたものでございます。

なお、今般の改正に当たりましては、この改正パリ条約はまだ発効しておらず、当時の状況から国際的な水準に大きな変化はなく、千二百億円の賠償措置額は既に国際水準に照らして十分高い水準にあること、国際的な保険市場の動向に照らして引上げが困難な状況にあることなどを勘案しまして、賠償措置額を引き上げる状況にはないと判断しております。

○杉尾秀哉君 いろいろおっしゃいましたけど、その前の六百億円を二倍にしたということでしょう、それがそのまま据え置かれていたということでしょう。

資料三に付けましたけれども、諸外国の賠償制度の概要を書きました。確かに国際水準から見れば、この金額だけを見れば高い水準にあるのかもしれないけれども、日本みたいにこれだけ地震があつて、先日のようなあいつ巨大津波が来る国というのがほかにあるんですか。これ、そういう金額の単純な比較じゃ私はできないと思うんですけど、どうですか。

○国務大臣(柴山昌彦君) おっしゃるように、他国との単純な比較ということはできないのかもしれないですね。

これまで、今、佐伯局長からお話があつたとおり、国際水準を勘案しつつ、民間の責任保険に係る国内外の保険市場の引受能力の範囲内でできる限り高額を定めてきたところであります。現時点においては、もう申し上げるまでもありませんけれども、原賠法第十六条に基づいて国の援助の具体化として、原子力損害賠償・廃炉等支援

機構法に基づく事業者間の相互扶助スキームが整備されていることから、被害者保護の観点から十分な対応が可能であるというように理解しておりますけれども、今後、やはり時の流れとか事情の変化に応じて様々な検討の余地が生じてくるかもしれません。

そういうことも踏まえて、この額の妥当性についても文部科学省の方でしっかりと引き続き検討させていただきたいと考えております。

○杉尾秀哉君 十年の見直しを経ずに、適宜適切に迅速に考えていただきたいんですけれども、資料二をお配りしました。先ほど、小野田委員との質疑の中で数字がいろいろ出ておりましたけれども、ちょうどこの資料二がその数字なんですけれども、そもそも、全体的に掛かる資金が当初の十一兆円から二十一・五兆円に、倍になっておるんですね。そのうち、東電が負担する額が十六兆円弱ということなんです。これ民間の試算ですけれども、七十兆円というの具体的な出ておられます。本当にこの金額で済むのかということも含めて、これ、東電は電力会社の中で大きいジャイアント企業ですから、まだ東電だからこういうスキームが成り立っているのかもしれないけれども、より小さい電力会社で起きたときに本当にこのスキームが成り立つのかどうか。そして、これから、ちよつと考えたくはないですけども、また同じような過酷事故が起きないという保証はこれはないわけですね、ゼロリスクじゃないわけですから。本当に今回の見直しでこうした事態に対応できるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。賠償のための資金の確保につきましては、原賠法に規定する千二百億円の損害賠償措置と原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく相互扶助スキームから成る現行制度によって必要な資金が確保できるように、既に措置を講じているところでございます。

このため、この制度自体につきましては、今後

原子力事故が、万が一原子力事故が発生した場合におきましても、電力会社の規模にかかわらず、千二百億円の損害賠償措置とこの原賠・廃炉機構法に基づく相互扶助スキームにより、賠償に必要な資金の確保は可能となっているというふうに考えるところでございます。

○杉尾秀哉君 最後の質問にしますけれども、こうした矛盾を抱えたままというか、矛盾を放置したまま、抜本的な見直しもできずに、原発の再稼働とかその運転を進めるとするのは、これは余りにも無責任で、これ参考人の質疑の中でも出ていたと思うんですけども、本当に事実上の無免許で車を運転するようなものだ。もつとひどいと言ふ人もおられるんです。万全の備えができないんだつたら原発をやめるべきだと言ふ人も結構いらつしやいますけれども、最後に経産省、これ答えてください。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。まず、原発事故でございますけれども、これは決して起こしてはいけないということ、安全性の向上に徹底を図ってまいりたいと思っております。他方で、原子力事故が起きないと思つてはいけないということ、万が一の事故が起きた場合にも万全の備えをすることが必要だと考えてございます。

こういった観点で、先ほど来議論がおりますとおり、原子力損害賠償措置を超える部分につきましては、原賠機構法に基づく資金支援制度によって被害者の救済には万全を期す仕組みができていますものと考えてございます。

原子力につきましては、安定的、安価な電気の供給、気候変動問題への対応、エネルギーの海外依存度などを考慮しますれば、責任あるエネルギー政策を実施するためには必要な選択肢と考えてございますけれども、安全が大前提ということ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○杉尾秀哉君 納得できませんけれども、終わります。

ありがとうございます。○大島九州男君 国民民主党・新緑風会の大島九州男でございます。政府の同じような答弁になる質問は避けまして質問させていただきたいというふうに思っていますので、しっかりと質問を聞いておいていただきたいと思います。

福島第一原子力発電所の事故は、国家、国民、特に東北地方に暮らす人々に多大な被害を及ぼしました。国民生活を大きな不安に陥れて、本当にあつてはならない事故でありました。この事故の責任は、原子力事業者のみならず、国策を進めてきた政府の責任も多大なものがあるというふうに考えております。

今回の改正は抜本的改正を目指すという方針、政府はそういうふうな言つておりますけれども、その割には抜本的には程遠い内容であるというふうな評価が多いのではないかと。そこで、この福島第一原子力発電所の事故から政府は何を学び、何を今後教訓としていこうとするのかということのを文部科学大臣にお尋ねします。

○国務大臣(柴山昌彦君) 原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会において、約三年半、二十一回にわたつて被害者への迅速、適切な賠償の在り方、官民の適切な役割分担といった観点を中心に、専門的な立場から慎重かつ丁寧な議論が行われてきました。

(委員長退席、理事石井浩郎君着席) この専門部会の検討に当たつては、東電福島原発事故における原子力損害賠償の状況などについて、福島県ですとか関係団体からヒアリングを丁寧を実施をいたしまして、まさに今御指摘のあつた教訓を学び、見直しに向けた課題も抽出されたところであります。

こういった形で安全神話に対する反省を含め、福島原発事故の経験を踏まえた検討が行われた結果として原賠法に新たに盛り込むことが妥当であるとされた事項について、今般お示しをしたような改正を行うものであります。

内容は避けずけれども、いずれも、今回お示しをしている内容につきましては、まさしく東電福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なものとして、東電福島原発事故の教訓を生かし、必要な改正事項であると考へております。

○大島九州男君 今の話であれば、原子力発電所の安全神話は崩れたと。もう事故があつても当然だという教訓を学んだというふうには聞き取りました。当然、事故があることを前提にこの賠償法を発展させていったんですよと。

だから、整理すると、原子力発電の安全神話は崩れたと、だから、事故があることは大いに想定するんだと、だから、それによつて今後、起こつてはならないけれども、起こつた事故に対して被害者がちゃんと賠償されるように更に進化するというところで法律を出しましたと、そういうふうには聞き取りましたね。

そうすると、今回、被害者と東電の紛争がいろいろありましたと。そこで、いろんな紛争があつた部分をADRによつて和解調整をして進めていきますと。しかし、この和解を受け入れなくて非常に苦しんでいる被害者の方が多くいらつしやいますと。だから、そういう声が出てくるのは当然だと。

だから、このような事態を受けて、じゃ、この和解案の受諾義務を課す必要性があるんじゃないかと、いろいろな声が出てくるわけですよ。だから、それが今回どういうふうに学んだのかと、それを教訓にして、じゃ、どういうふうな制度にするのかというふうな本当になつているので、うかというところが疑問なんですよ。

先日も馬奈木参考人がおつしやつた、いろんな具体例でいきますと、仮にいろんな是正されない、されるもの、そういうものがあるとしたら、請求する側が原子力事業者の都合に合わせないといけないということになりかねない。要は、請求する人が払う側の論理に合わせなきゃいけないと。例えば、ADRでの和解案の対応について、

集団的申立てには一切応じないというような方針を原子力事業者が策定をし、そして、それがそのまま適用されるようになるのであると、被害救済の観点でも大問題ですよと、そういうような指摘もされているんですね。

さらに、いろんな賠償も、事故が起こつた時点と、それから時間が経過するによつて変化していくと。そうすると、そういう場合を経験したわけですから、当然、今回、原子力事業者も損害を認めていられる場合にはその範囲での合意を先行させる、つまり一部和解に際しさせる。そして、中小零細の事業者は体力がないために早期の支払は必須だから、だから賠償額の総額に争いがあるとしても、原子力事業者も認める部分で早期に支払がなされなければならないと。しかし、東京電力はそうした一部合意という対応を取っていませんでした。

（理事石井浩郎君退席、委員長着席）
こういうことから何を学んで、じゃ、今度、賠償する一つの指針には今のようなことを織り込んだ、そういう対応をしていくんですよというふうな話があれば、ああ、改正する意味があるなというふうな我々も受け取るんですよけれども、具体的にそういう今私が指摘したようなことは議論され、そういう方向に進むような動きはあるんでしょうか。

○政府参考人（佐伯浩治君） 今回の法改正の中で、あらかじめ各事業者に損害賠償実施方針、これを作成及び公表を義務付けることとしておりまして、この方針を策定する中で各事業者の自主性を培い、また、公表に伴う事業者間の方針の共有や関係者の対話を通じてその内容の適切性を確保することと考えてございます。

先ほど、先生のお話があつた集団的な申立てについては対応しないとか、そういったことがあるんじゃないかとお話がありました。

まず、これ一般論として申し上げますと、個別の、今般の改正により新設する十七条の二第一項に規定する原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実

施を図るためという制度趣旨に反するような方針、これが作成された場合には、制度を所管する文部科学省としては、必要に応じて当該事業者に対して改善が必要なことを伝えるなど、作成される方針が本制度の趣旨にかなつたものとなるように適切な運用を図つてまいりたいと思つております。まず、今般の改正後、法律が施行されるまでの間に、原子力事業者に対してこの制度の趣旨をしつかりと周知徹底するということを進めていきたいと考えております。

○大島九州男君 私が言いたいののは、今回、被害者の方たちがいろんな賠償請求することの過程の中で、非常に困つたり苦しんだりした部分を改善をしていくというふうな形で、事業者が謙虚な心でそういう指針を決めていくという、そういう姿勢が疑わしいから私たちはそういうことを言うわけですよ。

だから、今回、東電がいろんな事案で、いろいろ賠償請求の中で和解案を示される中でいろんなことを学んだはずなんです。そうしたら、あくまでも被害者の側に立つて、そしてその指針を決めていくというふうな例を示してもらえれば我々は安心するわけですが、決して今回のいろいろな改正では安心ではないと。だから、そこそころはしっかりと政府として指導もしてもらわなくてはならないということをしつかりと指摘をしておきます。

次に、紛争審査会、まさにその紛争審査会というところで示された指針を東京電力はそれを基本的に賠償していきまふとおつしやつていきますよね。

そうすると、今後、事業者が自主的に決める損害賠償の実施方針を決めるようなその過程に、当然第三者の弁護士が入つたりとか、それとか被害者当事者が入つたりとか、そういう声を聞いて決めていくような指針であるべきだということに思ふんですけれども、大臣、私の今言つていふ部分に対する見解はどうでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） まさしく損害賠償実施

方針について、その実効性、例えば第三者を入れた委員会を国が設置して方針の内容をチェックするなどの工夫が必要だという御意見は、ある程度理解はできます。

損害賠償実施方針については、原子力事業者によるその作成及び公表を義務付けることによつて、各事業者の自主性を培い、公表に伴う事業者間の方針の共有ですとか関係者との対話を通じて内容の適切性を確保するということを我々としては期待しておりまして、要はしっかりとこの方針策定に当たつて関係者の意見を、あるいは事業者間の協議によつて内容の適切性というものを磨いていくてほしいと、そういう我々としてはスタンスでありまして、文部科学省といたしましては、今般の改正後、法律が施行されるまでの間に原子力事業者に対して本制度の趣旨を周知徹底することともに、当該方針が公表された後も原子力事業者による対応状況を逐次注視して、本制度の適切な運用を図つていきたいというふうに考えております。

○大島九州男君 その第三者の中に原子力発電所の事故で被害を受けた人たちも入るといふ、そういう感覚の、それを妨げないという、そういう理解でいいですか。

○政府参考人（佐伯浩治君） 今のお話、まず、事業者が作り出す方針、賠償方針についての議論を進めていくということについては、基本的には、これについては私も策定を義務付け、公表を義務付けるということにしておりまして、その後、まさに社会としてその方針がどういふものかということについて御議論をいたたくということでございますので、その点については特に文部科学省として特段の定めを置くようなものではないというふうなことを考えてございます。

○大島九州男君 では、その事業者が定める損害賠償実施方針を策定するときは被害者の声は聞かなくてもいいという理解だということでございますでしょうか。

○政府参考人（佐伯浩治君） 私どもといたしましては、事前の制度の周知の期間もございませ

で、その中で、そもそもこの損害賠償方針の策定の義務付けというものがどういふ観点から行われてきたかということについてもよく紹介していきたいと思っておりますし、その過程の中では、当然、東電福島原発事故後の対応についての状況についてもよくフォローした上で進めていってほしいということとは伝えたいと思っております。

○大島九州男君 副大臣、ちようどいらつしやるので、そういう賠償実施方針を作るに当たっては被害者の声を十分に聞いて反映させると、そういう意味でよろしいでしょうか。

○副大臣(永岡桂子君) 事業者の判断ということになりますか。
以上です。

○大島九州男君 その事業者の判断で、そういう被害者の声をしっかりと聞いていくことが望ましいとお考えですか。

○副大臣(永岡桂子君) おつしやるのとおりでございます。
○大島九州男君 それでは、事業者が実施方針を、被害者の声を聞いて、しっかりとそれを反映したものを作りました。それを世に出しました。世論はそれを見て、ああ、それはいいねとか、それはおかしいねという議論がありました。そして、紛争審査会、先ほども言いましたように、紛争審査会が大きな影響力を発揮するわけですね。

この紛争審査会のメンバーというのは大臣が指名するらしいですから、大臣はそういう紛争審査会のメンバーに有識者として過去にそういう原発被害に遭った人たちの声を聞くというのは当然だなと私は思うんですけど、大臣、どうでしょう、見解は。

○国務大臣(柴山昌彦君) 紛争審査会の委員の顔ぶれについては、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の規定に基づいて、人格が高潔であった、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者のうちから文部科学大臣が任命することとなっております。

して、政令の規定に基づいて適切な専門家の方々が選任されていると考えております。

紛争審査会において被害者の立場の方々の意見を丁寧に向うことはおっしゃるとおり重要であると考えておりまして、おおむね二回開催される審査会の場において、福島県や被災した市町村を始め、福島県内外の多くの地方公共団体ですとか幅広い関係団体から寄せられた陳情や要望の内容を示して、それに対する紛争審査会の考え方や対応方針を審議していただくとともに、その方向性について確認をさせていただいているというように伺っております。

また、被災地の実情を適切に把握した上で、賠償や復興の状況を確認するとともに、被災地の関係者の御意見を直接伺うため、福島県内の被災した市町村への現地視察をおおむね一回行っているというのと伺っております。

現在の紛争審査会の委員に東電福島原発事故の被害者を加えることにつきましては、現在の紛争審査会が事業者、被害者、双方から中立した立場で審議をいただいている状況から、慎重な検討が必要なのではないかなというように考えております。

今後、原子力損害が発生した場合においても、その時点における任命権者である文部科学大臣が政令の規定に基づき適切に判断をすることを考えております。

○大島九州男君 今のお話、両方の話を聞いて、被害者、事業者、そして中立にやるというそのメンバーの紛争審査会に、被害者の人が入るんじゃないですよ。それは何を言っているかというところ、今回は東日本大震災の福島第一原発、まさかまたそこで同じ事故が起こることはないでしょうから、そういうことを想定しているわけじゃないから、例えばそれが違う地域で起こるわけですから、違う地域の原発で仮に起こったとしたら、当然それは被害者じゃないですからね、その被害を受けた経験があり、なおかつその被害者の苦しみが分かり、その人格高潔な人たちが出てきて入

る、まさにびつたりじゃないですか。

だから、そういう意味で、技術者だとか経営者だとか弁護士だとか理屈だけを述べるんではないかと、佐々木参考人が言った、人には思いというのがあります。そういう思いの声を代弁できるような人がその審査会に入るかどうかで、そこに魂が入るかどうかが問題なんです。

だから、そういうことはしっかりと、事故があったてはなりませんけど、そのときの大臣にはしっかりとそれを要望しておきたいというふうに思っています。

次に、賠償額をはるかに超える八・六兆円の支私が生じる中に、機構法によって一部負担金を利用者として、国民から十分な説明もなく徴収をされていますよなというこはいいかがなものかというのがある。この法律制定時からの私の意見なんです。これ、原発被害者の皆さんも払っているという認識でよろしいでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 今御指摘いただいたものが原賠機構法に基づく一般負担金ということでございます。一般負担金はその事業者の電力使用者が御負担いただいているということでございます。入っているということだと思っております。

○大島九州男君 それも国民が理解しているんでしょうかね。原発で被害を受けた人たちの補償を自分たちが払っている電気代から払われていると、現実には私はいつも、この法律ができる時にも言いましたが、生活保護者からも取っているんですよ。だから、そういうことをちゃんと理解されているのか。それでもって原発の補償を維持する、これから事故が起こって、その賠償は安心ですよと国民に言っているわけだから、そういうことが本当に国民に理解されるのか。

ちゃんとこういうのが、本当、テレビ放送でもしてもらって、国民の皆さんに全員アンケートでも取って、それで本当にそういうことでもいいのかということをやるのがそれこそ政府広報でしよ

う。政府広報でそういう広く意見を聞くべきなんですよ。もうこの国会のこの委員会でもちよこちよこつと議論して、法律ができました、はいはいはいというふうなことで進んでいるのはいいがなものか。我々の発信力がないと言われりやそうかもいれませんが、私も、私どもは、会った人會った人に聞きます。あなたの電気代は、あなたが払っている電気代はこういう一部負担金として原子力損害の賠償に使われているんですよ。そういう現実を政府はしっかりと認識しなければならぬ、私はそういうふうにも思っているわけです。

だから、この原賠法の賠償に対するその資金の徴収の仕方というの、これは非常に問題があるというのはこの法律制定時から私はずっと指摘をしてきたことでありまして、この負担の在り方として、国策を進めてきた政府の責任、事業者の責任、株主や金融機関も応分の負担をすべきと私は言っているんですけど、その見解はどうでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) まず、責任につきましましては、原賠法におきまして、原子力事業者が責任集中という考え方の下で、事故事業者が一義的賠償責任を負っているということでございます。事故後に閣議決定をいたしました政府の支援の枠組みというものがございまして、この中でも明記されておりますが、政府は、原子力事業者と共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識するということが書いてございます。

そういった認識の上に立つて原賠機構法を制定し、被害者賠償のために、適切な賠償のために万全を期すという観点から、原賠法第十六条に基づいて、政府として原子力事業者に対して、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うというところで措置を行ったものでございます。

先ほど御指摘いただいた国民の皆さんに御負担をいただいているという点については、しっかりと広報を行うべしということにつきましては誠にそのように思っています。現時点でも、ホームページ等

で公表を政府としても行っておりませんし、事業者自身も毎年度負担している一般負担金の額を有価証券報告書に記載するなど広報を行っておりませんけれども、これまで以上に広報についてはしっかりと取り組んで、どのような形で御負担が発生しているかということについては適切に公表をしてまいりたいと考えてございます。

○大島九州男君 広報、政府広報でテレビで流れてくることを期待しておりますよ。

それで、事故の関係ですが、これはいろんな見解があるんですけど、私、この文部科学委員会では、もうそれこそ十年ぐらい前、指摘したことがあります。それは何かというと、古い原発を使っていたら、その金属疲労等によって地震とかで配管が崩れたりとかすることも十分にあり得ますよと、だから、古い、もう耐用年数を過ぎた原発は使わないようにした方がいいんじゃないでしょうかということ委員会でも指摘をさせていただきました。

今回の東日本大震災で実はそういうことがあったかどうか分かりません。しかし、その可能性も否定はできません。ということは、メーカーが、製造者、製造した責任者が、いやいや、まだ大丈夫ですよと行ってこれからまた古い原発を稼働しようとしている可能性が多分にあるんです。

だから、私が言いたいのは、その原発事故が起こった、そうしたら、そのメーカーにもちゃんとその責任を求償する権利を行使して、古い原発がもし地震等の中で崩れたらメーカーにも求償しますよというようにすることをメーカーにすれば、メーカー側は、いやいや、ちよつとこの古い原発はもうやめた方がいいんじゃないでしょうかということに私は言うと思うんです。

だから、そういう意味においても、今後の原発事故に対しては求償権をしっかりと行使するということをメーカーにした方がいいと思うんですが、いかがでしょうか、政府は。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

原賠法におきましては、民法上の不法行為責任の特則として原子力事業者に対する責任集中の原則を取っており、第四条第一項において、賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じないと規定しております。

その上で、原賠法と同じ不法行為責任の特則である製造物責任法との適用関係を整理するため、同条第三項において製造物責任法の規定は適用しないとして、原賠法の責任集中の原則が適用されることを明記したものでございます。

また、今先生御指摘の求償権の制限につきましては、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会報告書においても議論はされた上で、現行規定を維持することは妥当であるとされたところでございます。

特に、我が国が平成二十七年に締結した原子力損害の補完的な補償に関する条約におきましては、求償権が認められずのは、書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合、原子力事故が損害を生じさせることを意図した自然人の行為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するときに限定されております。

したがって、同条約上の義務によりまして、事業者間で特約を結ばない限りは事業者に対する求償権を認めることはできないというふうな考えであるところでございます。

○大島九州男君 それはちょうどいいことを言いましたよ。

だから、それだったら、古い原発を再稼働させるときには、メーカーに求償権の別添契約を入れて、それでやると。それプラス、行政です、その行政。その行政にも、もし事故が起こった場合には、国に頼らず、自治体が製造者責任のメーカーとともに、事業者に求償権を持たせるような、そういう契約して、それで再稼働させたいんですよ。

まさに大臣が最初に言ったように、原発の安全

神話はもう崩れた前提なんですよ。だって、私が十年前に質問したときに、いや、そういう事故は起こりませんと言ったんだから、想定ないわけですから、想定がないことが起こったんだから、そして多くの国民がそれだけ苦労して苦しんでいるんですよ。

そうしたら、それに何を学んだのか、何を教訓にしてこれから何をやっていくのかといえ、まさにそのメーカーも古い原発には自信は持てないはずですよ、間違いない。そうしたら、その求償権をちゃんと結ばせて再稼働をさせると。そして、行政も、じゃ、国、そして東電、いろんな電力会社が原発をどんどん造っていたら、固定資産税も入ります、地元雇用が生まれます、そうしたら、おかげさまで地元が潤いますというなら、それ相応のリスクを行政も負うべきなんですよ。

だから、原子力を稼働させて、しっかりとそれでやっていこうという腹が決まった自治体は、その周辺住民にそれだけの責任を持って、事故が起こったときには賠償するんだと、国に頼らず自分たちの行政の責任も持つてやると、そういう契約をして原発再稼働させる、そういう仕組みをつくった方が私はいいと思いますよ。

あと三分しかないで、大臣、答弁の用意されてますが、一、二分で終わりますか。

一、二分でやっていただけ。じゃ、お願いします。

○国務大臣(柴山昌彦君) まず、大前提として、古い型式の原発についてお触れになってますけれども、そもそも、再稼働に当たっては、原子力規制委員会の定める日本が最先端となる規制基準を満たさなければいけないということをまず御理解をいただきたいのと、あと、書面による契約による求償権につきましては契約当事者間の私的自治に係る事項ですから、政府が介入できるものではないというふうに考えております。

○大島九州男君 いやいや、それなら介入しなくていいですから、そういう方針を示していただければいいんです。だから、ちゃんと安全神話は崩れたと、そして、いつ事故が起こってもおかしくないからこういう賠償法を、しっかりと法律を作ったんですから、してなおかつ、それを進化させて改正していくんですから、それであるならば、その事故が起こることを想定して、想定してメーカーにも、そしてそれを受け入れている行政にも、しっかりと地域住民に責任を持たせるという意味において、再稼働させるときにはそういう協定をしっかりと結んで、根性入れて契約すると、それぐらいの意気込みがあつてやらないと、金だとかそういうことでやるべきではないというふうな思っております。

最後になりますけれども、やはり世の中というのは理屈だけで動いているんじゃないんですよ。人は感情があるんですよ、生き物ですから。だから、今回の参考人にも、やっぱり佐々木参考人のようにいただいたように、そして馬奈木参考人のように弁護士の皆さん、そういう意見聞いて、そして、みんなが、我々政治家としては国民の声をしっかりと反映するために、その幸せと国民の発展を願うために我々は審議し、そして方向を決めていく。このことをしっかりと考えていくならば、原発に頼らない、そういうエネルギー政策が必要だということ言ってます、終わります。

○委員長(上野通子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、橋本聖子さんが委員を辞任され、その補欠として太田房江さんが選任されました。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。私もこの法案の質疑の前に、先日、福島を訪れて、農家の皆さんのお話を伺いました。皆さん共通しておっしゃっていたのが、お金が欲しくて賠償を求めているんじゃないというお話なんです。

例えば、リヤカーで自ら作った野菜を引き売り

をしていたという八十歳代の方は、毎日の売上げをカレンダーに記入をしていた、それが事故以降は毎日、売れない、売れないと書いてある、そのカレンダーを見ても東電は賠償を認めなかったと。彼女は、今まで細々とだけれども毎日売上げがあつて、おしいと言われるのが誇りだったんだ、お金じゃないんだ、その誇り、生きがいを奪われたのが悔しいんだと東電職員の方に訴えたとおっしゃっていた。

こういう一人一人の生きがいや誇りを奪つたのが原発事故ですよ。その加害責任を国や東電が認めて、せめて、せめて最低限の補償はしてほしいというのが福島の方々の共通する願いなわけです。本改正案がこうした願いに答えるものになっているのか、あの東京電力福島第一原発事故により今行われている賠償の実態を踏まえた改正になつていくのが問われているわけです。

そこで、この法案についての質問に移りたいと思ふんですけれども、本法案には、新たに原子力事業者に対して賠償実施方針の作成、公表を義務付けていると。先ほど来この点についても質疑がされているわけですが、この法案の中では、実施方針というのは、損害賠償措置の概要、原子力損害の賠償に係る事務の実施方法などが例示として示されているだけで、それ以上の詳しい中身は書かれていない。あとは省令だということなんです。もちろん、方針作ること自体を否定するものではありませんが、しかし、重要なものは書かれる中身、それが適正なのかどうか、事業者任せで白紙状態でよいのかということなんです。

先日の参考人質疑では、東電が一方的に賠償の範囲や申請の書類の書式、賠償の時期を決めて被害者に押し付けているという実態が指摘されました。その一つが、二〇一五年に入ってから進められた営業損害に関しての一括賠償方式です。これは事実上の賠償打ち切りであるとして多くの批判があるわけですが、特に問題なのは、この一括賠償方式を採用して以降、東電は、この方式の請求でな

い限り賠償請求を受け付けない、合意しないという態度を取つていくということなんです。

このように、賠償方式をあらかじめ一つに定め、それ以外の請求を認めないような方針を策定する、これは明確に禁じるべきと、せめてそれを省令に書くべきだと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

損害賠償実施方針は、全ての原子力事業者に対し、損害賠償の実施に係る方針を作成し公表することを義務付け、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るために、平時から備えさせようとするものでございます。

一般論として申し上げますと、例えば、仮に原子力事業者が合理的な理由もなく一方的に賠償の範囲を狭めたり、特定の損害にしか賠償を実施しないといった方針を定めたような場合には、今般の改正により新設する第十七条の二第一項に規定する原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るためという趣旨に反する場合も考えられます。このような場合には、制度を所管する文部科学省としては、必要に応じて当該原子力事業者に対し、本制度の趣旨に反して改訂が必要などを伝えるなど、作成される損害賠償実施方針が賠償の迅速かつ適切な実施という本制度の趣旨にかなつたものとなるよう、制度の適切な運用を図つてもらいたいと考えておりますし、まさにそのために事前によく制度の趣旨の徹底等に努めてまいりたいと思つております。

○吉良よし子君 迅速かつ適切な賠償の実施にかなわないかもしれないので、それがあつた場合には指導するというお話だつたと思ふんですけれども、やはりあらかじめ省令に書くということが必要だと思ふんです。それ、書くとおっしゃらなかつたというのは私問題だと思ふんですけれど、時間がないのもう一点伺いたいですけれども、賠償の交渉の過程では、当然ですが、直ちに双方が合意することもあれば全部が決裂する場

合もあれば一部は合意できる場合もあるわけですが、東電の場合、この一部が合意できる段階であつても、全ての合意ができれば一円たりとも払わないと、そういう姿勢を取つていられることが問題だと参考人からも指摘がありましたけれども、こうした迅速かつ適切な賠償の実施というのであれば、一部合意、一部和解であつても柔軟に認めるべきである、そういう柔軟な対応をする方針というの盛り返すように、これも省令で示すべきと思ひますが、いかがですか。省令に書き込むかどうか、お答えください。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。事業者が被害者に寄り添つた賠償を行うことは、迅速かつ適切な賠償という趣旨にかなうものと考えられます。

損害賠償実施方針に関する省令につきましては、法案の成立後に文部科学省において有識者の意見なども聴取しつつ検討することとしておりますが、一般論として申し上げますと、和解後の迅速な賠償の履行の在り方といったことについても、新設する第十七条の二第二項に定める原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項として省令の記載事項とするか否かの検討の対象となり得ると考えられます。

ただし、いづれにせよ、原子力事業者が事前に定める具体的内容につきましては、万が一事故が発生した場合の規模や態様だけでなく、各原子力事業者が保有する原子炉等の立地する地域や個別の原子力事業の内容なども様々であることから、文部科学省が全ての事業者に一律又は具体的対応を求めることは適切ではなく、各原子力事業者が自主性を持つて対応することが妥当であると思ふに、このように考えております。

○吉良よし子君 検討の対象になり得るといふことですが、書くかどうか、この現時点ではつきり言わないという、もうそれがやっぱり問題だと思ふんですけれど、大臣、ここで大臣に確認したいんですけれども、加害者である事業者が一方的に方

針を決めて押し付けるんじゃないかという懸念が、この法案では抱かざるを得ない状況なわけなんです。

こういう加害者である原子力事業者が賠償の方法を被害者に対して一方的に押し付けたり、そういうことで被害者の側が賠償請求に制約を受けたら排除されたりするようなことはあつてはならないと思ひますが、その立場でよろしいですか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 明らかに不適切な内容の方針を事業者が作成、公表した場合には、制度趣旨に反する、法律の求める内容となつていないということ等を当該事業者に伝えるなど、作成される方針が本制度の趣旨にかなつたものとなるよう、文部科学省としてしっかりと対応していきたいというように思つております。

なお、加えて言えば、吉良議員から、一部和解等について被害者に寄り添つた賠償を行うこと、これについていかがかという御質問もいただきました。

確かに、寄り添つた賠償をすること、制度の趣旨に合致すると思ひますが、今、佐伯局長の方からお話があつたとおり、じゃ、何が被害者に寄り添つた迅速な賠償なのかということについては、様々な事例によつて検討するファクターがあるというように考えております。

現時点においては、各原子力事業者が自主性を持つて対応する部分が多いのかなというように思ひますけれども、和解後、迅速な賠償の履行の在り方の扱い等につきましては、制度趣旨の事業者への周知の過程等を通じてしっかりと対応を検討したいと考えております。

○吉良よし子君 対応を検討すると言ひますが、やはり被害者の側が制約を受けたり排除されてはならないと、これは明確に、少なくともこれぐらいは明確に省令に明記するべきではないですか、事後の対応ではなくて。

○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。いづれにしましても、省令に何を書くかにつき

ましては、これから法案成立後に、施行までの間、様々な方、有識者の方も含めて意見を伺いながら検討を深めていきたいと思っております。

○吉良よし子君 何もお答えにならないというのは本当に情けないと思います。いろいろな事象があるとおっしゃっていますけど、個別の事情とおっしゃっていますけれども、現時点で東電の事故が起きていて、被害者がいて、賠償が実施されている中で様々な問題が起きている、その事例を私は言っているわけで、これが方が一ほかの原発でも起きたときに、起きないという保証はどこにもないわけですよ。

大体、公表する方針が適正な方針になるかどうかというのはやっぱりどこにも保証されていないわけですよ。仕組みがない。それはこの間、与野党問わず皆さん指摘されていたことですからけれども、参考人質疑では、この方針の妥当性について評価する第三者チェックが必要なんじゃないかという意見がありました。こういう第三者チェック、少なくとも方針できた後に地元住民、自治体などと意見を協議する場を設けるよう、これを省令に、少なくとも省令に書くべきだと思いが、いかがですか、大臣。

○国務大臣(柴山昌彦君) 原子力損害賠償実施方針の作成に当たって、原子力事業者があらかじめ様々な方々の意見を聞くということは、迅速かつ適切な賠償の実施という制度趣旨にかなうとおっしゃるとおり、考えられます。

ただ、方針の作成が義務付けられている原子力事業者が保有する施設は原子力発電所から核燃料物質等を取り扱う研究室まで多様でありまして、一概に、ステークホルダーとの関係も同様ではありません。このため、文部科学省が省令等で一律に、誰と誰を、協議の場をこういところで行いなさいというような形で定めをする、あるいは事業者に設けさせたりすることは必ずしも妥当ではないのではないかと考えております。したがって、文部科学省といたしましては、公表に伴う事業者間の方針の共有ですとか、考えら

れる関係者との対話が図られることを通じて内容の適切性を確保することが適当であるというように考えておりました。そのように促していきたいと考えております。

○吉良よし子君 結局書くとおっしゃらないです、妥当だと言いつつそのための方策を国が示さないというのはやっぱり無責任ですよ。

第三者チェック、少なくとも協議の場を設けるということ、誰を呼ぶかというのはそれは事業者とか当事者が決めることでもいいかもしれないですけど、協議を求める、協議の場をつくることぐらいを省令にも書けないというのはどうなのか。本来、そもそもこれらは法律に明記すべき問題であり、それも書いていないということでは、やはり、先ほど来申しているとおり、被害者が一方的に不利益を被る、排除されたり制限を受けたりするような可能性は否定できないと言わざるを得ない状況だと申し上げたいと思います。

時間がないので次に行きますけれども、実際、じゃ、東京電力は三つの誓い、先ほどもありましたけど、掲げているけど、それが、じゃ、守られているかというところではないかという事例もあるというお話もありました。実際の賠償の実態を見れば、ADRのような和解仲介案でも、若しくは各地で行われている集団訴訟による判決でも、今国が示している中間指針を超える賠償が認められている、にもかかわらず、東電はこの指針を超える賠償は一切応じていないと、これが大きな私問題だと思っております。確認をいたしますけれども、この中間指針というのは賠償の上限ではなく目安だということではよろしいですね。簡潔にお答えください、局長。

○政府参考人(佐伯浩治君) 中間指針等は類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目の目安を示すものであり、さらに、個別具体的な事情に応じて中間指針等で示された以外の損害や賠償額が認められることがあり得ることを基本的な考え方とするものでございます。したがって、紛争審査会において中間指針等は

賠償の上限額ではないとの共通認識の下で策定されるものであり、東京電力においては、このような中間指針等で示された考え方を踏まえ、被害者に寄り添った誠意ある対応を行うことが重要であると考えております。

○吉良よし子君 つまり、上限ではないということなんです。あくまでも目安なんです。ところが、東電は現場の対応としては指針で示された以上の賠償は認めていない、かたくなに拒否をしている。この東電の対応は、私、許し難いと思うんですね。

文科省はこの東電に対して、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、この中間指針の考え方を十分に踏まえるよう累次にわたって要請しているとおっしゃっていますけれども、でも、東電はあくまでもそういう要請を聞かないという、上限としか見ていないというのが現状なわけです。だとするならば、もう一つ国が取れる対応があると思うんです。この賠償実施の指針、中間指針そのものを抜本的に見直すという方法があると思うんです。

大臣、この際、今この中間指針、見直すべきときにあると思いませんか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 紛争審査会では直ちに中間指針の見直しを検討する状況にはないということが確認をされておりますけれども、引き続き、同紛争審査会における審議ですとか、あるいは被災地の現地視察などによって賠償状況や被災地における実態の把握を通じて、東京電力における賠償の状況をしっかりとフォローアップすることが重要であるというように考えております。その上で、紛争審査会で御審議、御判断されることでありまして、当然のことながら、審査会が必要と認める場合には、適時適切な中間指針の見直しについて検討されるものと考えております。

○吉良よし子君 必要と認めればと言いますけれども、今見直すべきときだと思っております。だって、もうこの間、地裁段階ではありますけど、集

団訴訟で七件、判決が出されています。いずれも中間指針を上回る賠償を認めているものです。

この訴訟というのは、福島県内全ての市町村から約四千五百人が参加して、そのうちの約四千人について判決が出されているという状況で、もう一律に変わってしかるべき段階だと、今こそ国が責任持って中間指針の抜本的な見直しするべきときだと、そう思いませんか、大臣。いかがですか。

○委員長(上野通子君) 簡潔にお答えいただけませんか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 繰り返しになりますけれども、専門性を有する有識者の集まった紛争審査会ですっきりと議論していただきたいと思っております。

○委員長(上野通子君) お時間です。

○吉良よし子君 はい。やっぱり今見直さなきゃいけないんですね。あと何回判決が出れば、何年待てば被害者が救われるのか、国が動くのか、それじゃ駄目なんです。そうやって国や東電の加害責任を曖昧にしたまま被害者を切り捨てていくような、今の実態を認めるような状況で、それを一般化してほかの原発にも適用しようという今回の法改正には到底賛成できないということを申し上げて、質問を終わります。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでございます。今日は、原子力損害賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御質問をさせていただきます。小野田委員の最初の質問のときに大臣から改正の理由はということでお聞きをいたしました。やはりこれは、今回の法案、一般的に実施することが妥当なものについての所要の措置を講ずることということで、この四項目について反対するものはありません。ありませんが、しかし、先日の参考人質疑をお聞きしていても分かるように、東電の

原子力損害賠償についてはまだまだ解決をしていない。今賠償に関わる方々の間では、東電の和解案拒否によってADRの実効性が揺らいでいると、大変不安に思っているわけだ。そして、今日かなり朝から議論が続きまして重なる部分もございませぬけれども、質問をさせていただきたいと思ひます。

改めて、ADRセンターの機能についてですけども、東電の従業員や家族の申立て、また集団であつたり個別の申立てにおいても多くの拒否事案が発生している。

そもそも、多くの被害者が時間や費用、多く掛かる訴訟を起こさなくてもいい、早く適正に損害賠償を受けられるようにと、そういうことで設置されたはずのADRセンターだったはず。それなのに、東電の和解案を尊重するという誓約が守られていないと言われ、解決が進まない事例、今日の朝から様々、事例も併せて議論が進められてきました。このままではこのセンターの存在意義がなくなつてしまいますし、被害者は原子力損害の苦しい状況を強いられままとということになつてしまいます。

今日、杉尾委員の方からも和解打ち切り理由の内訳、その数字も出てまいりましたけれども、政府の方からお示しをいただきましたけれども、原子力損害賠償紛争解決センターの和解成立率、これは八割を超えている。この前の参考人質疑の折に鎌田参考人もおっしゃつていました、二万三千件のうち一万八千件ということで、全体的に、総体的にうまくいっているというふうな御発言もございましたけれども、当然まだまださうではありませぬ。

原子力損害賠償紛争解決センターでの和解案では、和解したらそれ以上請求できないという清算条項が付いていない、そのために、申立人にとつては仮に満足できない、そういった和解案であつても、今回様々な理由から受諾をしておこうという思いがあり、受諾をしよう。そういった、受諾しても賠償を受けた上で再度の請求が可能と

なつてることが影響しているようなことがないのか、そのことが和解成立率の上昇に貢献している、そんな指摘もある中、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 今、高木議員からお話があつたとおり、約八割に当たる一万八千件の和解が成立しているわけですね。この和解が成立した案件については、様々な法律関係についてしっかりとした説明をした上で、両当事者納得をさせていただき、合意に至つておられると考えております。

また、手続中の案件につきましても、当事者の間で主張の隔たりがある場合には、中立公正な立場の仲介委員が申立人と相手方の双方からの意見を伺いながら和解仲介手続を進めており、できる限り丁寧な調整を進めておつておられます。で、引き続き、ADRセンターにおいてしっかりとこつこつ丁寧なプロセスによって和解成立に向けて真摯に取り組んでいただけたらと考えております。

○高木かおり君 丁寧な対応を本当にお願いをしたいと思ひますけれども、先ほど吉良委員からもこの中間指針についての御質問がありました。上限ではなく、あくまで目安だということがございました。前回の佐々木参考人の方からも、紛争審査会の方では、最低限これ以上は補償しなさいよと聞かされている、しかし、東電はこれが最大それ以下と考えていると、そういった悲痛なお声をいただきました。

中間指針のこの点について、ADRセンターを管轄する文科省の見解、もう一度お答え願ひます。

○国務大臣(柴山昌彦君) 紛争審査会の示す中間指針等は、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目の目安を示すものでありまして、御指摘のあつたように、更に個別的、具体的な事情に応じて中間指針などで示された以外の損害や賠償額が認められることがあり得るということに基づ本的な考えとするものでありますので、紛争審査

会において、中間指針等は賠償基準の最低ラインでも最高ラインでもないという共通認識の下で策定をされているものでございます。

東京電力においては、このような中間指針等で示された基本的な考え方を踏まえて、被害者に寄り添つた具体的に誠意ある対応を求めることが重要だといふふうに考えております。

○高木かおり君 今現在寄り添つた対応ができていれば、こういった様々な被害者の方からのお声が出てくるはずがありません。

中間指針については、原発事故被害者の救済に寄り添つた形での追補若しくは改定が望まれるという声もございました。先ほどは抜本的な改革も必要だということもありましたけれども、これについて端的にもう一度お答え願ひますか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 中間指針等については、様々な事情を基に、しっかりと紛争審査会でその見直し等も検討しているところでございませぬ。

おおむね二回開催されている同審査会の場において賠償状況の把握を行つておりますし、おおむね一回今実施している福島県内の被災市町村への現地視察において被災市町村の実態の把握や地元関係者との意見交換も行つておられるところなんです。ただ、その上で、紛争審査会は直ちに中間指針等の見直しを検討する状況にはないということを確認をしております。

引き続き、東電における賠償の状況をしっかりとフォローアップし、その上で紛争審査会で御審議、御判断をして、審査会が今後必要と認める場合には適時適切な中間指針の見直しについて検討していただけたらというふうに理解をいたします。

○高木かおり君 是非ともその対応、寄り添つた形でやっていただきたいと思ひます。

時間がございますので、次の質問に入らせていただきますけれども、東電に対する監督についてということで、原賠法第十六条に基づく措置として、経済産業大臣は東京電力の事業運営を監督することとなります。東京電力に対して原発

事故の被害者を救済するように指導監督することは事業運営を監督するに含まれるのかどうか、簡潔にお答えください。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。

原子力損害の賠償に関する法律第十六条の規定に基づきまして原賠・廃炉等支援機構法が制定されまして、同法に基づく措置が実施されているところでございます。

同法の枠組みの中で、東京電力が迅速かつ適切な賠償に向けた取組の方針や内容を定めた特別事業計画を国として認定を行っているところでございまして、国は当該計画に基づいて東電が適切に対応するよう指導を行う立場にあるわけでございます。

政府といたしましては、東京電力が被災者の方々の個別の御事情をお伺ひし、適切な対応を行つていくことが重要と考えてございまして、今後ともこのような考えの下、しっかりと指導をしております。

○高木かおり君 事業運営を監督するに含まれるというふうに認識してよろしいかと思ひます。

政府としても、東電としても、賠償問題早く収束させたい、これはやまやまとは思ひますけれども、やはり政府として、東京電力に対して和解案の尊重の誓約を遵守するようにやはりこれは指導すべきだと思ふんですけれども、どのようにやっていかれますか、お答えください。

○政府参考人(新川達也君) お答え申し上げます。

ADRで示される和解案を尊重するのが東京電力の基本方針であり、東京電力はこの方針に基づき、これまで八割以上の件数で和解案を受け入れておられると承知をしております。

一方で、ADRでは個々の申立人の事情に基づき審理が行われているところ、個別事情を考慮しても事故との相当因果関係のある損害を認めることが困難な場合のように、和解案を受け入れられない場合もあると聞いております。

いずれにせよ、経済産業省としては、被災者の方々の個々の事情を丁寧にお伺いしながら適切な対応をするように東京電力をしつかりと指導してまいりたいと考えております。

○高木かおり君 先日の参考人質疑でも、参考人の方から、原発事故は国民皆であるという発言が何度も出てきました。国の責任、これをしっかりと明確にすることは重要だと思っております。今回の事故で、原発をめぐる状況や原発の存在自体に国民の意識が大きく変わりつつあると思えます。そういった意味で、やはり国、それから地方、事業者の役割、すなわち誰がどのような場合にどこまでの責任を負うのかが依然としてやはり不明確な不透明なままであつて、原発を稼働させるための体制、条件が整備されているとは言い難いのではないかと思います。

そこで、残りの時間、今後の原子力政策についてお伺いをしたいと思います。

民間の保険会社に一千二百億円以上の要求をするのは難しいというのは、ある一定、一定理解できますけれども、しかし、東電の補償額は無限責任であつて、これまでのところ八兆円を超えているわけです。これは、税金を投入したり電気料に上乗せされたりというお話が今日もありました。結局は国民負担となつていくわけですから、一度事故が起これば、これほどまでの損害を起す原子力発電ということになります。これを推し進めたのは経産省、エネルギー庁である。

本年七月に、政府は第五次エネルギー基本計画を閣議決定しました。原発については、二〇三〇年に向けた対応で重要なベースロード電源との表現を踏襲し、原発依存度は二〇から二〇と、従来目標を据え置いているわけですね。

現在、原発による電源構成比率は二〇以下。今回の原発事故の賠償問題がこのようにいまだ片付いていない状態で、原子力政策について大きな変更もなく、事故が起これば賠償額が八兆円とも二十一兆円とも言われているこの原発。おまけに、原子力発電はその利用に伴つて処理が大変困難な放射性廃棄物を排出するという大きな問題を抱えているわけですね。

高レベル放射性廃棄物として直接処分すると、もう皆さんは御存じのことかと思えますけれども、やはり自然のままにこの毒性を低減するには百万年も掛かると言われているわけですね。この高レベル放射性廃棄物以外にも低レベル放射性廃棄物が原子力発電所の運転とか解体をするときには大量に出てくる。でも、この解体廃棄処分場はまだ確保ができていない。

こういった大きな課題を抱えた中でそのまま原発政策を押し進める根拠、これについては是非とも大臣、お願いをしたいと思います。

○大臣政務官(石川昭政君) お答えいたします。エネルギー基本計画における原子力の今後ということでお尋ねいただいたと思っております。まず、その前提といたしまして、東京電力福島原発事故について、いわゆる安全神話に陥りましてあのような悲惨な事態を招いたことを真摯に反省し、その教訓を踏まえまして、何よりも安全最優先で二度と事故を起さないように政策を進めていくことが必要だと考えているところでございます。

その上で、福島の復興と福島第一原発の廃炉、汚染水対策に総力を挙げて取り組むことが極めて重要であり、先ほど委員から御指摘ありました高レベル、低レベルの放射性廃棄物の問題につきましても、国が前面に立ち責任を果たしてまいりたいと考えておるところでございます。また、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入に取り組みまして、原発依存度を可能な限り低減してまいります。

他方で、原子力につきましましては安全確保が前提でございますけれども、資源に乏しい我が国にとりまして3EプラスSの観点に立ち、安価でかつ安定的な電気の供給、気候変動問題への対応、エネルギーの海外依存度などを考えれば、責任あるエネルギー政策を実行するためには必要な選択肢であると考えているところでございます。

○高木かおり君 今こういった大きな原発事故が起きて、なかなかその御答弁も本心に心の中から思つておつしやつていられるのかなというふうな、ごく私の中ではなかなか納得し難いというふうな、おつしやるのはもう立場上仕方ないのかなというふうな思つておつしやうけれども、やはり本当に国民の皆さんの声を、やはり本当の正確な情報を出して考えていくときに来ているのかなというふうな思っています。

とはいえ、我が党は原発凍結というスタンスでございますけれども、やはり今ある施設とその最終処分や廃炉の技術、これがどこまで進んでいるのか、ちよつと時間がないので、この質問もしたかったんですけど、それをやはり原子力政策を進めていく以上、その廃炉や最終処分その最後の部分までしっかりと研究を進めてもらわなければいけないわけですね。

今はまだその工程が不透明なままということ、やはりこの解決策を導き出すためにこの人材の育成、大変重要だと思つております。質問ができませんでしたが、是非この点をお願いいたします。質問終わりたいと思つております。

○委員長(上野通子君) 午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(上野通子君) ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本太郎君 自由党共同代表、山本太郎です。社民との会派、希望の会を代表し、原子力損害賠償法改正案、原子力発電所などで事故が起きた場合の損害賠償について、誰がどれだけの責任を負

うのか、その資金をどう確保するかを決める、いわゆる原賠法についてお聞きいたします。

法律上定められた本法の見直しの期限はいつまででしょうか。

○政府参考人(佐伯浩治君) 現行の原子力損害の賠償に関する法律第二十条において、原子力損害賠償補償契約及び政府の援助につきまして、平成三十一年十二月三十一日までに開始した原子力炉の運転等に係る原子力損害について適用することとされております。

○山本太郎君 済みません、要は、期限までにはまだ一年あるということですね、一年以上あるということですね。それにもかかわらず、先日の参考人質疑と本日の審議三時間コース、少数会派への質問時間は十五分、たったこれだけの審議で終わらそうとしていられる。これほどの短時間、スピード審議で終わらせるなんてあり得ませんよ。

現在、東電原発事故が起これば、この法律にのつとつて損害の賠償などが行われていまして、現実に見合つた法律ではないため、加害者は肥え太り、被害者への救済は十分に行われない現実を生み出してしまつていまして。後ほど修正案提出いたしますが、短い時間で議論も深めないまま実際と見合わない法の延長を行うなど、立法府の自殺であると申し上げて、本題に入ります。

原賠法第六条では、何かあつたときのためにお金を積んでおかないと原発は運転させないというのを損害賠償措置と定義、その額を賠償措置額と呼んでいまして。賠償措置額は発電所ごとに一千二百億円、一千二百億円をそのままお金で供託してもいいけど、東電事故前はそのような事業者はいません。事業者は、民間の保険と政府補償契約という政府が胴元の保険みたいなものにそれぞれ掛金を支払い、何かあつた際には民間、政府、それぞれから一千二百億円を上限としてお金を支払つてもらえる仕組みで担保しています。

これまでの原子力損害においては民間から保険金が支払われたのは、ジェー・シー・オー東海村の事故の際に十億円程度のみ、東電原発事故で民間

の保険が支払った額はゼロとのこと。
東電事故では民間の保険からの支払がゼロ、理由を教えてください。

○政府参考人(佐伯浩治君) 損害賠償補償につきましては、原賠法及び補償契約法に基づき、一般的な損害については民間責任保険、地震や津波といった民間保険市場では引き受けられない自然災害等による損害については政府補償契約で措置することとされておりまして、東電福島原発事故につきましては、地震、津波による損害として政府補償契約から支払が行われております。

○山本太郎君 民間の保険はヒューマンエラーについてしかお金が出ないよという話だと思つて、確かにそうなんです。おかしいなと思つて、津波もありました。でも、その一方でヒューマンエラーもありましたよ。

例えば、資料の一、二、国会事故調の報告書。東電新福島変電所から福島第一原発にかけての送配電設備が損傷、全ての送電が停止。これは、福島新変電所の液化化や盛土の崩落による夜の森線二十七番鉄塔の倒壊などが原因、耐震への備えが甘かったという話じゃないですか。

さらに、東北電力の送電網から受電する六十六キロボルト東電原子力線が予備送電線として用意されていたが、一号機金属閉鎖配電盤に接続するケーブルの不具合のため、同送電線から受電することができず、結局、外部電源喪失、ステーションブラックアウトしてしまつた。

ほかにも、津波が来たときに、非常用ディーゼル発電機や冷却用海水ポンプ、配電系統設備などが水没して機能不全に。津波対策、甘かつたんじゃないですか。

資料の一の三、一、四、同じく国会事故調報告書。現場の運転上の問題としても、東電が過酷な事故に対する十分な準備、知識、訓練などを実施しておらず、組織的な問題があり、監視・監督機

能が崩壊していたことが根拠的原因と結論付け、今回の事故は自然災害ではなく明らかに人災であると国会事故調にも言われています。

ヒューマンエラー連発、事故調いわく人災、でも、民間保険は支払ゼロ。
これ、済みません、振つてなかつたんですけど、簡単にお答えいただきたいんです。東電原発事故は本法案の中にある異常に巨大な天災地震という扱いですか、そうであるかそうでないかを教えてください。

○政府参考人(佐伯浩治君) 今回の事故につきましては、原賠法上の免責規定は適用されなかつたと存じ上げています。

○山本太郎君 ということは、異常に巨大な天災地震ではないということですね。いかがでしょうか、そうですね。

○政府参考人(佐伯浩治君) はい。
○山本太郎君 原賠法の中では、異常に巨大な天災地震ではなかつた、つまり想定内だつたという判断ができたということですね。東電原発事故は、想定内とされていなければならなかつた天災と人災による最悪の過酷事故であつたことは原賠法の扱い見れば明らかです。東電原発事故でさえもヒューマンエラーはなかつたと保険会社が責められるんだつたら、それは保険と呼べるものじゃないです。保険会社にもおもしろい思いをさせるためのインセンティブ、電気料金で回収し続けてきた既得権益のやり口の二つじゃないですか。この訳の分からない民間の保険の上限一千二百億円を賠償措置額の上限と事実上固定化していること自体おかしくないですか。

これまで引上げがなされた賠償措置額、引上げの理由は、
○政府参考人(佐伯浩治君) お答え申し上げます。

賠償措置額につきましては、昭和三十六年から二十一年にかけて五度の引上げが行われてまいりました。過去の改正におきましては、賠償措置額の国際水準を勘案しつつ、損害賠償措置の中核を

成す原子力損害賠償責任保険に関する国内外の保険市場の引受能力の範囲内でできる限り高額を定めるとの考え方を基本として、これまで賠償措置額の引上げが行われてきたものと承知しております。

平成二十一年の改正においては、改正パリ条約が七億ユーロへの賠償措置額の引上げを定めたこと及び我が国の民間の責任保険の引受能力を勘案し、賠償措置額を六億ユーロから千二百億円に引き上げたところでございます。

○山本太郎君 保険市場の引受能力、この範囲内です。賠償措置額一千二百億円になりました、これおかしくないですかという話なんです。賠償措置額の金額を決めるに於いて保険が保つて、保険だけの話になること自体おかしくないですか。保険がその程度しか出せないなら、事業者が供託金を積ませる。直近の事故の経験から得た実際額に合わせた供託金を事業者が積ませる。保険がつていう方法以外で担保させる。どうしてそういうこととやらないんですか。

○委員(上野通子君) 柴山大臣。
○山本太郎君 済みません、聞いていません、聞いていません。ありがとうございます。

だつて、もう聞いたつて一緒だもん。保険の引受能力の上限ということ以外はないんだから。全然、手を挙げてお答えはそこにはございませぬ。じゃ、一般論でお答えいただきたいと思います、大臣に。附帯決議というものがあつたんですけれども、文科省においてはこの附帯決議は重要なものでしょうか、それとも非常に軽いものなんでしょうか。通告していませんよ。

○国務大臣(柴山昌彦君) 当然のことながら、附帯決議は最高機関である国会の意思の表れとして重く受け止めていただきます。

○山本太郎君 ありがとうございます。じゃ、もう当たり前のことしか聞かないんです

けれども、本法案を改正するに当たつて、この附帯決議というものに対して配慮はなされて、その未の法案提出ということではないですか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) 当然のことながら、過去の法案における附帯決議をしっかりと重く受け止めた上で法案を提出させていただいておりまして、

○山本太郎君 ありがとうございます。
資料の二、二〇一一年改正の際、衆参で決議された附帯決議では共に、おおむねの損害賠償額などを見つつ、改めて検討することとされております。資料の三、東京電力ホームページ内、賠償金のお支払状況、東電は被害者に対して二〇一八年十月末現在で約八・六兆円の支払をしている。資料の四、こちらも東電ホームページから、新々総合特別事業計画作成時点、可能な範囲において合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額として東電は今年の四月時点で十兆四千億円の賠償見積額を公表。

附帯決議には、おおむねの損害賠償額を見つつ、改めて検討することとありますが、改めて検討した結果、掛かる費用がべらぼうに高いと、電力会社の都合のいいように賠償措置額は一千二百億円のまま十年延長に着地したのがこの法案なんじゃないですか。事実上、附帯決議などは無視、電力会社の負担を減らすための現実を見ない法改正と言つていいと思います。先ほどの附帯決議を考え、現実を鑑みれば、今回の見直しで、まず東電が合理性を持つて確実に見込まれる賠償見積額として十・四兆円を最低賠償措置額とすることが求められると思つています。

本法案では、あくまで賠償の主体は事業者、でも、責任を負わせる必要があるのは事業者だけではなく、東電原発では原子力格納容器の設計の段階で不備があつたとも言われています。

資料の五の一、福島第一原発の一から五号機で使われているマークII型原子炉の原設計をしたG E、ゼネラル・エレクトリック元エンジニア、デー

ル・ブライデンボー氏は、マークーは、地震や津波などの大きな災害によって冷却機能を喪失すると、格納容器に想定された以上の負荷が掛かり、破裂する可能性がある、そのことが明らかになったのだ、つまり私たちの間で語られているデザインベースの事故、つまり設計ミスから事故が起るかもしれないということがはつきりしたのであると語っています。普通にこんな商品売つたらアウトでしょって。リコールですよ、回収ですよ、普通。

資料の六の一、一九六八年から七七年まで日立製作所の関連会社バブコック日立に勤務、福島第一原発四号機の圧力容器などの設計に関わり、国会事故調の委員を務めた田中三彦さん。マークーが欠陥を抱えているとの米国の指摘は当時から知られていました、格納容器全体の容積が小さいため、炉心部を冷却できなくなると、圧力容器内の蒸気が格納容器に抜けると格納容器がすぐに蒸気ではんばんになってしまう、最悪の場合は格納容器が破裂してしまう心配がありましたと説明。欠陥商品によって事故が過酷化した、その可能性があるならば、その賠償についてメーカーなども賠償責任を負うというのは当たり前の話ですよ。しかし、事業者以外のステークホルダーにも責任を負わせるのは無理だと主張するものの根拠の一つが条約です。平成二十六年十一月国会承認、翌年四月発効、CSC条約は原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築などがうたわれていますが、この条約が足かせになるのが事業者以外への求償の部分。

資料の七、上がCSC条約の附属書十条、下が原賠法の五条二項。条約の条文を要約すれば、メーカーへの求償は、必要な事業者は事前にどうぞ、御自由に特約を結んでくださいというスタンス。やりたきゃやれ、邪魔はしないよ。国内法よりも上位にある条約がこのような形なので、国内法である原賠法も、求償権に関する特約をすることを妨げないといふ。何より、賠償について、最終的には国がお尻を拭いてくれるんだから、事業者がわざわざメーカーを巻き込むような特約、事前に結ぶはずありませんよ。未曽有の原発事故を経験した、莫大な被害とその賠償が発生することが分かった今、メーカーなどステークホルダーに対する求償、法律上で担保すべきじゃないですか。自国の被害者への満足な賠償ができていない現実を鑑みれば、被害者救済の足かせになる条約からの離脱も致し方ないんじゃないですか。

少し先走った話になってしまいましたが、条約云々の前に、メーカーなどに対する責任についての議論、もつと必要と考えます。今回、二十一回開かれた専門部会の議事録見ましたけれども、この課題について話し合われたのは第六回においてほんの少しだけ。どう読んでも初めから改善しようとする気持ちがあくなく議論なんです。

先ほどの参議院の附帯決議、平成二十三年八月のものの中にもちゃんと書かれています。東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を早期に検討することという趣旨ですよ。事実上、また附帯決議、これ無視されたまま今回も改正されようとしているんですね。これ、おかしくないですか。大臣、メーカーなどの責任についての検討を、これ以上議論必要ないと思われませんか、それとも議論を進めるべきだ、これから深めていくべきだとお考えになりますか、どちらでしょう。

○委員長(上野通子君) 簡潔にお答えください。○国務大臣(柴山昌彦君) はい。メーカー等の責任については、もう御案内のとおり、原子力事業者に対する責任集中の原則から、製造物責任法の規定は適用しないということ、これを排除することとしております。現時点においては、原子力損害賠償制度専門部会の報告書において、こうした現行の規定を維持することが妥当であるとされておられて、また今、山本議員から御紹介をいただいたとおり、私的な協定が結ばれるわけではないというふうにご指摘されたけれども、少なくともそういう道筋は取

られているということもございますので、文科科学省といたしましては、取りあえずは現状を維持することが妥当であると考えております。

○委員長(上野通子君) お時間ですので、まとめてください。

○山本太郎君 はい。

現状維持は結構なんですけれども、これほど大きな被害者を生み、そしてその方々が本当に切り捨てられているような状況の中で本法案を改正するという点に関しては、もつと平日頃からの議論を深める必要があると。大臣には、是非このメーカーの問題に関しても、そのADRの問題に関しても、中間指針の問題に関しても議論が進むような旗振りをお約束していただけますか。最後にお願いたします。いかがでしょう。

○国務大臣(柴山昌彦君) 文科省としてしっかりと検討していきたいと考えております。

○山本太郎君 終わります。

○松沢成文君 希望の党の松沢成文でございます。私は、まず、東電の賠償責任の強化についてお伺いをしたいと思います。

これは政府参考人の方にですけども、賠償措置額、この千二百億円の引上げが見送られました。このことと関連して、東電の方は二〇一七年度末で千三百二十八億円の巨額の当期純利益を計上する。この東電の責任、要するに賠償措置額よりも単年度で多い利益を計上している東電の責任が余りにも小さ過ぎるんじゃないかと私は思っております。その責任を強化する必要性について政府はどのように考えておられますでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) お答え申し上げます。福島第一原発事故の対応に伴い必要となる資金は二十二兆円になるわけでござります。まず、この福島第一原発事故への対応につきましては、事故を起こした東京電力自身が主体的に最後まで責任を持つて行うことが大原則だということに認識

してございます。二〇一六年に福島事故への対応について閣議決定をいたしました福島復興指針に基づきまして、廃炉に要する資金八兆円につきましては、東電自身による経営改革を通じて捻出するという方針になってございます。また、被災者賠償費用七・九兆円につきましても、東京電力を始めとする原子力事業者が負担金によって納付を毎年度行っていくということになってございます。

この廃炉に要する八兆円につきましては、長期にわたる福島事故の廃炉に要する資金の確保ということ、昨年、原賠機構法の改正をいただきまして、東電に対して、その生み出した利潤等も含めて福島第一原発の廃炉のための資金として積み立てるという制度を創設をいたしましたところでございます。初年度に当たり二〇一七年度におきましては、原賠機構において議決した将来への備えも含めた金額である約四千億円を経産省として認可をしたところでございます。今年度も実際にこの中から廃炉費用を東電は支出しているわけでございます。

こういった枠組みの中でしっかりと東京電力が主体的に責任を果たすよう、指導を引き続きしっかりとまいります。○松沢成文君 単年度で千三百億を超える利益を上げて東電が賠償措置額の千二百億円を超える純利益を上げて、その東電の責任の強化というのが法案に盛り込まれてないというのは、私は国民には理解は得られないというふうに思っております。

そこで、村瀬部長、ちょっとこれ今日の新聞報道にあつたんで通告ができなかったんですけども、部長の担当の原発輸出についてちょっと考え方お聞かせいただきたいと思うんですが、今朝の日経新聞で、政府が官民連合で取り組んでいるトルコの原発建設計画を断念する方向で最終調整に入ったと報じられていますが、これは事実でしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 報道については承知

を申し上げておられますけれども、トルコでの原発建設計画につきましては現在協議を行っているところでございます。何らかの決定がなされたという事実はございません。

○松沢成文君 日本インフラ輸出戦略の目玉の一つがこの原発のインフラ輸出なんです。

ただ、これまで、ベトナムで頓挫し、リトニアで頓挫し、トルコももう相当厳しくなつてきている。これ、最後に残つたのが今ブレグジットで混乱しているイギリスなんです。日立製作所がイギリスと組んで原発を造ろうということなんです。このイギリスの事業でも、実は原子力損害賠償責任の軽減、免除というのが大きな問題として残つていて聞いています。

イギリスの制度では、原発事故が発生した場合の事業者責任は、日本と異なつて有限責任となつていられるんですね。イギリスの事業で一定の賠償額を超えた部分の責任負担はどのように整理されているんでしょうか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 現在、御指摘いただきました英国における原発建設計画につきましては、事業者が今後様々な検討を行つていくという状況と承知してございます。

政府としてはその状況を見守りたいと考えてございますが、賠償につきまして御質問いただきましたけれども、そういった詳細については、個別の民間事業の事業に関するところでございますのでお答えを控えておきたいと思つております。詳細、この時点で私は承知を申し上げておきたいと思います。

○松沢成文君 イギリスの原発の建設について、この安全対策費も含めてはあつと事業費が大きくなつちやうな感じがします。

その負担は、実はイギリス政府と日立、それから現場の事業者、更に日本政府もそれに加わるといふスキームになつていられるんですね。これは日本の政府系金融機関の融資であります。そうなるので、原発の損害賠償について、日本は無責任です。事業者に対して、東電は一応形では無限責任

になつております。イギリスは有限責任です。

じゃ、イギリスの原発でもし事故が起こつた場合に、日本政府はどうするんですか。この責任を負うんですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 今御指摘いただきましたプロジェクトにつきましては、現時点で日本政府といたしまして政策的支援を含めて具体的に何らかの決定を行つたという事実はございません。したがって、先ほど申し上げたように、民間事業者として、事業者において様々な検討が今後行われているという状況でございますので、その状況を見守つてまいりたいと考えてございます。

今御指摘いただいたように、海外の制度ということで申し上げますと、イギリスも御指摘のように有限責任を採用しているというところでございませうけれども、そういった環境の中で適切なプロジェクトを検討していくものだとするような認識でございます。

○松沢成文君 日本は原発事業者の無限責任というところになつていますが、そのつじつま合わせを政府系の機構が融資して埋めていくわけですか。

そうですね、責任がはつきりしていません。こういうことをやっていると、海外の原発でもまあ日本政府が最後面倒見てくれるんじゃないかという誤解も生むことになりまして、このところはきちつと整理をしていただきたいと思います。

次に、東電が計上する巨額の利益の恩恵にあずかる東電の株主や、東電への巨額の融資で大きな利益を上げていられる銀行の責任を明確化すべきという意見もございませうけれども、これについては政府はどう考えますでしょうか。

○国務大臣(柴山昌彦君) そうした議論があることは承知をしております。

ただ、震災事業者が破産等によつて法的整理を受けた場合には、既に実施をされている被害者への賠償、事故収束、廃炉の着実な実施、電力の安

定供給等に支障が生じ、国民生活、国民経済に重大な支障を生じさせるおそれがありますから、原賠・廃炉機構法による資金援助によりまして事故事業者の破産等を回避し、将来の収益をもつて廃炉、賠償の責任を果たすようにすることが結果として国民負担の最小化に資すると思つております。

ただ、その上で、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会の報告書においては、法的整理により、株主、金融機関等のステークホルダーに公平な負担を求めるべきであるとの指摘があるということも明示した上で、法律上は原子力事故を契機として会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できないとして、国は、見直し後の原賠制度において対応可能な事項、対応困難な事項等を整理し、万が一の事態に備えておくことが重要であるとしております。

これを踏まえて、文部科学省としては、法的整理や利害関係者の負担に関する考え方について、引き続き必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 株主と金融機関の責任の明確化というのをしっかりと答えていただかないと。それ前段だと思つておられますか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 原賠機構法附則第三条におきましては、株主その他の利害関係者に対して必要な協力を求めなければならぬと規定されてございまして、事故事業者は交付国債の発行を伴う特別資金援助を受ける者として、関係者に対して特別事業計画に基づいて必要な協力の要請を行う仕組みが措置されていると承知してございませう。

東京電力につきましては、東京電力の株主及び貸し手の責任について、東電が機構と共同して作成し、二〇一二年四月に認定を受けております総合特別事業計画以降、株主に対しては借換え無配を継続すること、金融機関に対しては借換え等により与信を維持することなどが要請されてございまして、関係者に対する一定の責任を求めて

きたものと承知してございませう。

このようなことにつきましては、今後も、二〇一七年五月に認定をされております新々総合特別事業計画に基づきましてしっかりと履行されていくということだと認識しておりますが、政府としてもこれをしっかりと確認していきたくと思つてございませう。

○松沢成文君 とはいへ、株主は株式を売却することで資金を回収することができるんですよ。それから、銀行は貸付金が生み出す多額の利息収入を得続けていることには変わりはないわけですね。とりわけ、銀行大手三行、原発事業について一切のリスクを負担せずに、利息収入による恩恵にあずかっているんじゃないでしょうか。

これ、局長、原発事故、二〇一一年三月の事故から現時点までに東電が銀行からの借入金に対して払つた利息の総額、幾らだか御存じですか。

○政府参考人(村瀬佳史君) 今、手元に数字を持ってございませう。

○松沢成文君 私の手元にある資料では、二〇一一年三月から二〇一六年六月までに大手銀行に払つた利息、千九百九十三億円でございませう。いや、すこい額であります。銀行にしてみれば貸倒れないわけですね。最後、政府が穴埋めしてくれまして、こんな楽な融資ないですよ。それで、もうこの四年間で、五年間か、二千億近い利益を上げていられるんですよ。何にも責任取つていない。これは私は納得得られないと思つておられますか。

最後に、私たちは、国策で進めた原発は国が買い取る制度を創設するなど、国が責任を持つて廃炉まで進めて、最終的に原発をなくすべきだと考えています。また、それまでの、原発をフェードアウトさせる間に発生した原発事故による損害賠償は、国策として進めてきた以上、最終的に国が賠償責任を負担する仕組みも明確にすべきだと考えています。

そこで、現状では電力会社の破綻処理についての規制が、先ほど大臣言つていましたけれど、なされていませう。これをやっぱり整備すべきじゃない

いですが。そうすることによって、株主や金融機関の責任の明確化にもつながっていくんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(柴山昌彦君) 現状においては、先ほど村瀬部長からお話があるとおり、限定的にはありますけれども、ステークホルダーが責任を負うような仕組みができています。その上で、今後の大きな仕組みとして、まさに株主、金融機関等の利害関係者、ステークホルダーに公平な負担を求めるためには、会社更生手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できないという指摘の上で専門部会の報告書において記載がされていることだと承知をしております。

これを踏まえて、文部科学省としては、法的整理や利害関係者の負担に関する考え方について、必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございます。

○委員長(上野通子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について神本さん、伊藤さん及び山本さんから発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。神本美恵子さん。

○神本美恵子君 たいま議題となっております原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、立憲民主党・民友会を代表いたしました、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

(これより、その趣旨について御説明いたします。)

本修正案は、現在原子力発電が置かれている状況及び平成二十三年三月に発生した東京電力福島原子力発電所事故において、広範囲にわたり多大な原子力損害が生じたこと等を踏まえ、今後、万が一原子力事故が発生した場合においても、原子力損害の被害者への賠償が十分に図られるよう、

被害者の保護に万全を期すること等に改めるための所要の修正を行うものであります。

次に、修正案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一条の目的規定から「原子力事業の健全な発達」という文言を削除し、被害者の保護を図ることのみを法の目的としております。

第二に、原子力事業者は、原子力損害賠償紛争審査会によって提示された和解案について、相手方当事者が和解案を受諾しない場合、一定期間内に訴訟が提起された場合等を除き、これを受諾すべきことを遵守しなければならないこと等としております。

第三に、政府は、これまでの原子力事故による損害の額が損害賠償措置として定められていた額を大幅に超えるものであったことを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた損害の額を勘案し、速やかに、第七条第一項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) 伊藤孝恵さん。

○伊藤孝恵君 たいま議題となっております原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、国民民主党・新緑風会を代表いたしました、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

(これより、その趣旨について御説明いたします。)

平成二十三年の原子力損害賠償支援機構法の附則及び附帯決議では、原賠法の改正等の抜本的な見直しを講ずるものとしておりました。しかしながら、本法律案では、原賠法の抜本的な見直しとは程遠い内容となっております。そこで、東京電力福島原発事故による甚大な被害を踏まえ、被害者への迅速かつ公正な賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、そして、国が最後まで責任を持ち被害者保護に万全を期する観点から本修正案を提出するものであります。

次に、修正案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一条の目的規定について、「原子力事業の健全な発達」を「原子力事業の健全性の確保」に改めることとしております。

第二に、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとしております。

第三に、第三条第一項ただし書の原子力事業者の無過失責任の例外事由について定める規定について、「異常に巨大な天災地変」を「過去に経験したことのない異常に巨大な天災地変」に改めることとしております。

第四に、原子力事業者は、原子力損害賠償紛争審査会によって提示された和解案について、相手方当事者が和解案を受諾しない場合、一定期間内に訴訟が提起された場合等を除き、これを受諾すべきことを遵守しなければならないこと等としております。

第五に、附則において、政府は、速やかに、国内外の保険に係る市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等における事故の発生の危険性に関する評価等を踏まえ、第七条第一項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと等の検討事項を追加することとしております。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) 山本太郎さん。

○山本太郎君 たいま議題となっております原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、希望の会(自由・社民)を代表いたしました、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明いたします。

平成二十三年に発生した福島第一原発事故によって、広範な地域に甚大な原子力損害が生じました。被害者への救済は滞り、原子力事業を延命させるための法案となつてしまつている現状を改善しなくてはなりません。国民から信頼される原子力損害賠償制度を構築するため、本修正案を提出するものであります。

修正の要旨は、次のとおりであります。

第一に、法律の目的から、「原子力事業の健全な発達」に係る文言を削ることとしております。

福島第一原発事故という未曾有の被害をもたらしてもなお、収束、廃炉以外の原子力産業を保護していることとする合理性はもはやなく、この一文があるために、原子力を保護するために被害者保護をないがしろにしているという事例が起きています。よつて削除します。

第二に、異常に巨大な天災地変により生じた原子力損害については、原子力事業者の免責を認めないものとしております。

世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認められた原発のみ稼働させるといふのであれば、異常に巨大な天災地変の際に原子力事業者の免責は認めません。津波、地震、火山の噴火にも対応できるという無敵の原発規制、奇跡を具現化できたのであれば、免責する必要など全くありません。

第三に、賠償措置額を十兆四千億円に引き上げることとしております。

残念ながら、千二百億円以上の賠償措置額では受けられないという民間保険の感覚はまともです。これは、市場原理では成り立たない事業との宣言と同じ。一方で、民間保険の上限をそのまま賠償措置額の上限として定めるのはお門違いです。そのような額では焼け石に水であり、十分な賠償を被害者にできるわけではないことは、皆様よ

くよく御存じのお話。

史上最悪の核惨事を経験しておきながら、上限を上げれば民間保険の引受手がいないから賠償措置額は据置きという話は成り立ちません。民間保険の引受手がいないなら、事業者には供託金を積ませるというのが当たり前です。最低でも、今現在、東電自身が新々総合特別事業計画作成時点で可能な範囲において合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額として公表する十兆四千億円は準備させることとします。

第四に、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針について、少なくとも毎年一回検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更しなければならぬこととし、指針の策定及び検討を行うに当たっては、被害者及びその関係者の意見を聴かなければならぬこととしております。

現行の被害者救済手続において、東電事故における被害者に対する賠償は、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に沿って東京電力が独自に賠償基準を作り、それに基づいて行われております。しかし、実際の損害賠償は、自然的、社会的基盤が失われるふるさと喪失損害や放射性物質汚染による精神的被害等が含まれていないなど被害の実態にそぐわないものになっており、極めて不十分。これらのことから、損害賠償をめぐって被害者と加害者である東京電力との間で紛争が頻繁に起きており、東京電力はADRで提示される和解案を再三にわたって拒否、そのようなケースが増加しております。

これらは、ひとえに賠償指針の策定、見直しにおいて被害者の現状が全く考慮されていないというところに尽きます。少なくとも毎年一回、被害を被った当事者を交えて指針の内容について検討を行い、必要があると認めるときはこれを変更するようにするべきであります。

第五に、政府は、少なくとも三年ごとに、福島第一原発事故により生じた原子力損害の額を踏まえ、賠償措置額の更なる引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの

としております。

今後、東電による福島第一原発事故による被害者への賠償額はまだまだ拡大する余地があります。よって、少なくとも三年に一回、若しくはそれより多い頻度でその時点で賠償額を考慮し、それ以上の賠償措置額の再設定を行うものとしませう。

第六に、政府は、速やかに、福島第一原発事故に係る原子力損害の賠償の実施状況等を踏まえ、第十六条の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方、その他の原子力損害賠償制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

福島第一原発事故において、多くの人が故郷や家、財産などを失うような被害を被り、今でも苦しみの中にいます。これらの人々には、政府の借金や電力料金として国民が負担することにより、辛うじて被害者救済が進められている状態です。一事業者に責任を負えるレベルの事故ではなく、最終的には国民負担となることは避けられないとしても、まずは事業者が全てを出し切ることにはもちろん、原子力事業者が金を貸し、その利息でさんざんもうけてきた銀行や株主への責任をどう設定し、どう賠償に結び付けるかを具体的に示さなければ、国民負担の理解など得られようもありません。その課題に対して本格的議論を始めることとします。

第七に、政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合における国の責任の在り方を明確にする観点から、国の責任において行う被害者の救済に係る制度等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。原賠法ではお金の賠償に係ることだけを取り扱っていますが、発生する責任や救済すべき事柄はお金のことだけでなく、生活再建や健康不安、健康被害、除染など多岐にわたります。こういったことから、別建てで総合的な救済立法が必要と考えます。

また、今後起こり得る事故を考えれば、原賠法は事業者と被害者のお金の話だけにどまらせるべきではありません。

さらに、加害者が一方的に線引きした避難区域や賠償の基準により、そこには含まれず、流浪の民として生活を強いられる避難者も存在します。現在、なきものとして扱われています。このような人々についても国で積極的に救済を目指すことが必要であります。

第八に、政府は、第六及び第七の検討を行うに当たっては、福島第一原発事故の被害者及びその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしております。

この法律は被害者の救済のためのものです。全てにおいて被害者の声を反映させることは当然であります。

以上が修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) これより原案及び各修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会の杉尾秀哉です。

私は、会派を代表しまして、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、立憲民主党・民友会の修正案に賛成、原案に反対の立場から討論を行います。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災とそれに伴う東電福島原発事故では、広範囲にわたる未曾有かつ甚大な被害が生じました。そもそも、これまで我が国では、いわゆる安全神話の下、原発推進政策を文字どおり国策民営で進めてきました。ところが、あの福島事故によりその安全神話が根底から覆され、原子力損害賠償法、いわゆる原賠法の不備があらわにされたのであります。その経験を踏まえれば、今後、万が一原子力事

故が発生した場合にも被害者への賠償が十分に図られるよう、原賠法を抜本的に改正することが必要であり、事実、平成二十三年八月に成立した原子力損害賠償支援機構法等においても原賠法の抜本的な見直しが求められていました。

そうした中で、前回、平成二十一年以来となる今回の原賠法見直しでは、東電福島原発事故における対応を踏まえ、一般的に実施することが妥当なものとして、一、損害賠償実施方針の作成、公表の義務付け、二、仮払い資金の貸付制度の創設などが盛り込まれました。

しかし、その一方で、法律の目的として原子力事業の健全な発達が維持され、現行の一千二百億円の賠償措置額の引上げが見送られるなど、根幹部分はそのまま維持されました。さらには、ADRセンターの和解案に拘束力を持たせないままにするなど、政府の見直し案は抜本的改正とは到底言えない、極めて不十分な内容にとどまっております。これでは被害者の保護に万全を期す内容とは全くならず、現状追認の単なるお茶濁しと断ぜざるを得ません。

これに対して、立憲民主党の修正案では、今後原発依存度を低減させていく観点から、被害者の保護を唯一の目的とすべく、目的規定から原子力事業の健全な発達を削除しているほか、政府が賠償措置額の引上げについて速やかに検討すること、さらに、原子力事業者は原則としてADRセンターから提示された和解案を受諾しなければならぬことなど、原子力事故の被害者保護に向けて必要な取組を明記しております。こうした立憲民主党・民友会の修正案と政府案を比較すれば、どちらが真に被害者保護に資するものか、火を見るより明らかでしょう。

あの福島原発事故でふるさとを奪われ、平穏な日々の生活をめちやくちやにされ、今なお避難所生活を余儀なくされている人たちがたくさんいらっしゃいます。その人たちの魂の叫びを、本委員会の先日の参考人質疑でも私たちの心を大きく揺さぶりました。そうした取り返しの付かない事

態を招来させた原発事故の真摯な反省の上に立ち、再び安全神話に寄りかからないためにも、そして立法院としての明確な意思を示すためにも、極めて不十分な政府の改正案ではなく、修正案が意図する抜本的な見直し、改正が必要であることを強く指摘しまして、私の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりです。

私は、日本維新の会を代表し、政府原案に賛成の討論をいたします。

今回の法改正は、原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会における検討結果を受けて、東京電力の福島原発事故における対応のうち、一般的に実施することが妥当なものを原賠法に組み込むという点において賛成ではありますが、法改正に盛り込まれなかった部分について一言申し上げたいと思います。

まず、原子力損害賠償紛争審査会の指針についてですが、指針は本来最低限のものであるにもかかわらず、東京電力がそのような対応を行っていない事例があることは被害者救済の観点から問題であり、政府が責任を持って東京電力に対して指導を行っていただくよう、切にお願いをしたいと思います。

また、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案を東京電力が拒否する事例が報告されていることは見過ごすことはできません。和解案に法的拘束力を付けることについて、参考人の皆様からも様々な御意見が出ていたことも勘案し、指針の見直しも視野に入れて御検討いただきたいと思っております。

さらに、的確な廃炉や最終処分などのいまだ不透明な難題に対して解決策を導き出す人材を育成、養成することは、原子力事業を現実的に抱えている我が国にとって、また原子力事業に関わる世界各国にとって不可欠な要請であります。そして、その人材の活躍による科学技術の進歩がなされる

ことが、いまだ解決できない難題の解答に近づく唯一の道であることを意味するものと明言させていただきます。

以上、政府の改正案では不十分な点もあることを申し上げて、討論を終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

私は、日本共産党を代表し、原子力損害賠償に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

東京電力の福島第一原発事故により、放射能汚染という巨大かつ深刻な事態を引き起こされ、多くの方々がふるさとの喪失を押し付けられました。その賠償額は、ふるさとを喪失した住民にとっては極めて不十分であるにもかかわらず、現時点で既に八兆六千億円に膨れ上がっています。

建前上は、原賠法第十六条が規定する政府の援助として具体化した原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて、賠償法の無過失責任、責任集中、無限責任の三原則が維持されているように見えますが、実際は、賠償金額がどれほどになり、いつまでに払い終わるかさえ定まっています。今後起こり得る事故への対応以前に、賠償法の三原則は実質的に破綻しているのです。そして、東京電力を始め大手銀行や原子力メーカー、そして国の加害責任は曖昧にされたまま、その多くを税金と電力料金という形で国民に負担を押し付けるものとなつていきます。このような原賠法、損害賠償支援機構法スキームで賠償を可能とする本法案は、東京電力救済の特別スキームを一般化し、全国の原発の再稼働に備えようとするものにはかなりません。

また、本法案は、新たに原子力事業者に損害賠償実施方針の作成、公表を義務付けていますが、東京電力が行っている賠償の実際を見れば、加害者である事業者が被害者に対し一方的に賠償の方式を定める危険があります。質疑の中でも、方針の中心については触れられず、省令などで細かく定める予定もなく、被害者の請求権が制限される可能性も否定できません。

また、東京電力は、原子力損害賠償紛争解決センター、ADRから提示された中間指針を超える和解仲介案を拒否する事例を繰り返しています。ふるさとにおいて安心して元の生活を取り戻すことができるように原状回復を求める集団訴訟においても、中間指針を超える賠償が認められているにもかかわらず、東京電力は一切応じておりません。原賠法が定める中間指針は賠償の目安であり、上限でないのは明らかです。それなのに、これらの和解案等に応じない東京電力の姿勢は容認できません。直ちに国の責任で東京電力の姿勢を改めさせるとともに、中間指針を抜本的に見直すことが必要です。

また、東京電力は、原子力損害賠償紛争解決センター、ADRから提示された中間指針を超える和解仲介案を拒否する事例を繰り返しています。ふるさとにおいて安心して元の生活を取り戻すことができるように原状回復を求める集団訴訟においても、中間指針を超える賠償が認められているにもかかわらず、東京電力は一切応じておりません。原賠法が定める中間指針は賠償の目安であり、上限でないのは明らかです。それなのに、これらの和解案等に

応じない東京電力の姿勢は容認できません。直ちに国の責任で東京電力の姿勢を改めさせるとともに、中間指針を抜本的に見直すことが必要です。

以上申し上げ、討論といたします。

○山本太郎君 自由党共同代表、山本太郎です。

社民との会派、希望の会を代表し、原子力損害賠償に関する法律の一部を改正する法律案原案に反対の討論を行います。

東電原発事故が起こり、この法律にのっとり損害の賠償などが行われていますが、全くの不十分、現実に見合った法律ではないため、加害者は肥え太り、被害者への救済は十分に行われない現実を生み出してしまっています。

今回の改正は、これらの問題を是正し、加害者の御都合、一方的線引きにより切り捨てられる人々、不十分な救済に苦しむ人々を的確に救い、今後の不測の事態に備えるための法改正であるべきでした。しかし、今回も、これまでと同じように電力会社を守り、そのほかの利害関係者に悪影響が及ばないよう、国が肩代わり、消費者と納税者に負担させる仕組みを維持することだけが最大の目標となり果てている法案です。

本改正案の問題は、賠償措置額が一千二百億円に据え置かれている点、民間保険の一千二百億円

が上限という部分を利用した措置額の決定方法は悪質です。実際に過酷事故が起これば、そのようなはした金で間に合う話ではありません。資金援助するための交付国債枠を九兆九千から十三・五兆円に拡大、東電は今年の四月時点で十兆四千億円の賠償見積額を公表。にもかかわらず賠償措置額を一千二百億円に据え置くなど、いまだ神話の世界を生きているのでしょうか。一刻も早くおとぎの国から出てきて現実を見詰め直すことをお勧めいたします。

次に、今なお苦しむ続ける被害者をないがしろにしている件。賠償指針と被害者が苦しむ現状との乖離、加害者意識欠如の東電による一方的なADR拒否、東電の和解案拒否により和解手続が打ち切りとなった件数は千八百件を超え、和解案を拒否し続けられ、浪江町だけでも、その間、今年四月五日までに申立て住民のうち八百六十四人がお亡くなり。今回の改正では、こういった被害者の立場に立ち、問題を改善するものにはなっていない。

被害者の保護を図るといふ考え、どこに消えたのでしょうか。被害者切捨てはもはやスタンダード、その部分を是正、反映させない法改正ならば、ほぼ現状維持の法改正に對してもそれにふさわしい修正を加えてはどうでしょうか。例えば、第一条の被害者の保護を図るを削除して、原子力の健全な発達に資するのみを残してはいかがでしょうか。事実に見合った法改正を与党や賛成会派で行わなければ筋が通らないではないでしょうか。

原子力製造メーカーの免責、当事者であるステークホルダーの責任の在り方、また、国の責任の在り方についてもほとんど議論されていません。たかが一企業で背負えるレベルの話ではない、世界に類を見ない現在進行形の核事故が東電原発事故。その賠償や収束費用について今後多くの国民負担を免れないのは当然のこと。しかし、そこに行き着くまで最大の加害者である事業者が全てを出し切り、これまで原子力産業における甘

い汁を吸い続けてきた者たちも出し切れるものを出し切つてからというのが大前提。

この法改正に本来盛り込まれるべき事項は、検討も議論もほぼされないまま、法の期限まで残り一年もある中、早々と本日、大した議論の時間も担保されないまま、この後、採決だそうです。

原子力事業をいかに生き長らえさせるかに集中した法改正、この原案に反対と申し上げ、終わります。

○委員長(上野通子君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員長(上野通子君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 少数と認めます。よつて、山本さん提出の修正案は否決されました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山本さんから発言を求められておりま

すので、これを許します。神本美恵子さん。

○神本美恵子君 私は、ただいま可決されました原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、公明党、立憲民主党・民友会、国民民主党・新緑風会、日本維新の会及び希望の党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、今後の損害賠償措置額引上げの在り方については、東京電力福島第一原子力発電所及び同福島第二原子力発電所において発生した事故における甚大な被害を踏まえ、被害者への迅速かつ公正な賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、予見可能性の確保といった観点から、必要に応じて、慎重な検討を行うこと。

二、原子力損害賠償紛争審査会は、被害者の意見を幅広く聴取した上で、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を策定するとともに、策定された指針については適時適切に見直すこと。

三、政府は、原子力損害賠償紛争審査会の下に置かれた原子力損害賠償紛争解決センターが、迅速に和解を進めることに重要な役割を果たすことを踏まえ、被害者への公正かつ適切な賠償に資するため、同センターによる和解仲介手続の実効性を確保することを検討し、必要な措置を講ずること。

四、原子力損害賠償に当たり、原子力事故を起した原子力事業者の株主、金融機関等の利害関係者の負担を含め必要な検討を加えること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上野通子君) ただいま神本さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(上野通子君) 多数と認めます。よつて、神本さん提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条中「四」、及び原子力事業者の健全な発達に資する」を「四」に改める。

第四章の次に一章を加える改正規定中第十七条の九の次に次の二節を加える。

第三節 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介に関する原子力事業者の義務

第十七条の十 原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の当事者となつたときは、原子力損害賠償紛争審査会によつて提示された和解案について次の各号に掲げる場合を除きこれを受諾すべきことその他当該和解の仲介に関し政令で定める事項を遵守しなければならない。

一 相手方当事者が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時に当該手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されてい

ない場合において、相手方当事者が当該和解案を受諾したことを原子力事業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める正当な事由があるとき。

2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事業者が前項の規定に違反した場合において、当該原子力事業者の意見を聴き、当該規定に違反した

ことにつき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該原子力事業者の氏名又は名称及び当該規定に違反した事実を公表しなければならない。

附則第一条ただし書中「限る。」の下に、「第一条の改正規定」を加え、「第七条及び第八条」を「及び第七条から第九条まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第九條 政府は、速やかに、これまでの原子力事故による損害の額が原子力損害の賠償に関する法律第六條に規定する損害賠償措置として定められていた額を大幅に超えるものであったことを踏まえ、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害の額を勘案し、同法第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。
提出
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。
目次の改正規定中「目次中」の下に「第一條」を「第二條」に加え、「第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け」第十七條の三「第十七條の九」を「第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け」第三節 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介に関する原子力事業者の義務(第十七條の十)」に改める。

第一條中「健全な発達を」「健全性の確保」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(国の責務)
第一條の二 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとする。
第三條第一項ただし書中「損害が」の下に「過去に経験したことの無い」を加える。
第四條の次に一章を加える改正規定中第十七條の九の次に次の一節を加える。
第三節 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介に関する原子力事業者の義務

第九條 政府は、速やかに、国内外の保険に係る市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等における事故の発生危険性に

第十七條の十 原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の当事者となつたときは、原子力損害賠償紛争審査会によつて提示された和解案について次の各号に掲げる場合を除きこれを受諾すべきことその他当該和解の仲介に関し政令で定める事項を遵守しなければならない。
一 相手方当事者が当該和解案を受諾しないとき。
二 当該和解案の提示の時に当該手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、相手方当事者が当該和解案を受諾したことを原子力事業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める正当な事由があるとき。

2 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力事業者が前項の規定に違反した場合において、当該原子力事業者の意見を聴き、当該規定に違反したことにつき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該原子力事業者の氏名又は名称及び当該規定に違反した事実を公表しなければならない。
附則第一條ただし書中「改正規定(二)の下に」「第二條」を「第二條」に改める部分及び「を」「限る。」の下に、「第一條を改め、同條の次に一條を加える改正規定、第三條第一項ただし書の改正規定」を加え、「第七條及び第八條を」と及び第七條から第九條まで」に改める。

附則第二條中「原子力事業者をいう。」の下に「附則第九條において同じ。」を加える。
(検討)
第九條 政府は、速やかに、国内外の保険に係る市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等における事故の発生危険性に

第九條 政府は、速やかに、国内外の保険に係る市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等における事故の発生危険性に

関する評価等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 前項に定めるもののほか、政府は、この法律の公布後五年以内に、原子力事業者の株主その他の利害関係者の責任の在り方、原子力損害の賠償に係る制度における国の措置の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。
提出
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次に修正する。
目次の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第一條中「四、及び原子力事業者の健全な発達に資するを」「四」に改める。
第三條第一項ただし書中「異常に巨大な天然地変又は」を削る。
第七條第一項中「千二百億円」を「千兆四千億円」に改める。
第十八條の改正規定中「改める」を「改め、同條第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。
3 審査会は、前項第二号の指針について、少なくとも毎年一回検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
4 審査会は、第二項第二号の指針を定め、又は前項の検討を行うに当たつては、被害者及びその関係者の意見を聴かなければならない。
附則第一條ただし書中「限る。」の下に、「第一條の改正規定」を加え、「附則第三條、第四條、第七條及び第八條を」「附則第四條、第五條及び第八條から第十條まで」に改める。

第十條 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(次項及び第四項において「平成二十三年原子力事故」という。)により生じた原子力損害の額を踏まえ、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第十六條の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合

第十條 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(次項及び第四項において「平成二十三年原子力事故」という。)により生じた原子力損害の額を踏まえ、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第十六條の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合

附則第八條中「第四條及び第六條」を「第三條、第五條及び第七條」に改め、同條を附則第九條とする。
附則第七條のうち第七章中第五百七十七條の次に二條を加える改正規定中「附則第四條を附則第五條」に改め、附則第七條を附則第八條とし、附則第三條から第六條までを一條ずつ繰り下げる。
附則第二條の見出しを削り、同條中「原子力事業者をいう。」の下に「附則第十條第二項において同じ。」を加え、同條を附則第三條とし、附則第一條の次に次の見出し及び一條を加える。
(経過措置)

第二條 この法律の施行前にその発生の原因となつた異常に巨大な天然地変が生じた原子力損害(原子力損害の賠償に関する法律第二條第二項に規定する原子力損害をいう。附則第十條第一項及び第二項において同じ。)の免責については、この法律による改正後の同法第三條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則に次の一條を加える。
(検討)

第十條 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(次項及び第四項において「平成二十三年原子力事故」という。)により生じた原子力損害の額を踏まえ、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第十六條の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合

第十條 政府は、少なくとも三年ごとに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(次項及び第四項において「平成二十三年原子力事故」という。)により生じた原子力損害の額を踏まえ、この法律による改正後の原子力損害の賠償に関する法律第七條第一項の賠償措置額の引上げについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、速やかに、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況等を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律第十六條の規定による国の援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方その他の原子力損害の賠償に関する制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
3 政府は、速やかに、原子力事故が生じた場合

における国の責任の在り方を明確にする観点から、国の責任において行方被害者の救済に係る制度等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前二項の検討を行うに当たっては、平成二十三年原子力事故の被害者及びその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。
一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五号)(第二五六号)(第二六七号)(第二七八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)

一、全ての私立学校に正規の養護教諭を配置し、子供の命と健康が守られる教育条件を求めることに関する請願(第二八一号)(第二八七号)(第二八八号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第二九四号)(第二九五号)

一、学校現業職員の業務をトップランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)(第三一〇号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第三三〇号)(第三三一号)(第三三三三号)(第三三五四号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)

(第三五八号)(第三五九号)

第二四二号 平成三十年十一月十六日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長崎県五島市 小田しのぶ 外十九名

紹介議員 山本 太郎君

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者が十年前の約一・三倍になっているにもかかわらず、学校建設は極めて不十分である。全国で不足している教室は、二〇一六年十月の文部科学省調査で三千四百三十教室に上ることが明らかになっている。また、同じく文部科学省の公立学校施設実態調査報告(二〇一六年度)では、教育活動に必要な面積に対し実際の特別支援学校の保有面積が三分の二程度である実態が明らかにされ、ほぼ一〇〇%充足している小学校などとの違いが歴然としている。普通教室確保のために一つの教室を薄いカーテン一枚で仕切った教室は狭く、隣のクラスの先生や子供の声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはならない。体育館を複数の学年・学級で使うので、できるだけ体を動かさない体育や年間通して玄関ホールで体育を行う学校もある。特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供が同じ空間で過ごさざるを得ない状況さえ生まれている。児童・生徒数の急増に教育条件の整備が全く追い付かない現在の状況は、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしており、もはや人権侵害と言えらる。こういった事態の根幹にあるのが幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある設置基準(学校を設置するのに必要な最低の基準)が特別支援学校だけにないことである。

一、学校教育法にのっとり、以下の項目を含む特別支援学校の設置基準を早急に策定すること。

1 おおむね十八学級以下で児童生徒数が百五十人以下の適正規模の学校とすること。
2 学部別に音楽室や調理室などの特別教室を備えること。
3 障害種別に必要な訓練室や作業室などの特別教室を備えること。
4 通学時間が一時間以内となるような基準にすること。

二、既存の特別支援学校の環境について新たに策定する設置基準にのっとり見直し、学校の新設・増設を行うよう、各都道府県への補助を充実すること。

第二四三号 平成三十年十一月十六日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長崎県諫早市 碓光雄 外九十九名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二四四号 平成三十年十一月十六日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長崎県大村市 高島教子 外九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二四五号 平成三十年十一月十六日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 大阪市 丸橋由佳 外九十九名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二四六号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡ささみ町 上田陽子 外二千二十七名

紹介議員 井上 哲土君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二六七号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町 松谷美和 外二千二十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二六八号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 梅村恭子 外二千二十七名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二六九号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県御坊市 宮本賀代 外二千二十七名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七〇号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 橘加奈子 外二千四十名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七一号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 倉尾壮司 外二千二十七名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七二号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町 石田篤良 外二千二十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七三号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町 上地和
雄 外二千二十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七四号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町 廣畑晴
女 外二千二十七名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七五号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 濱田慶 外二千
二十七名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七六号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町 木村
典子 外二千二十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七七号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 田上昂征 外二
千二十七名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七八号 平成三十年十一月十九日受理

特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県日高郡印南町 岡崎
奈々 外二千二十七名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二七九号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山県田辺市 川嶋優花 外二
千二十七名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二八〇号 平成三十年十一月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 滋賀県米原市 西村奈津美 外九
十九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二八一号 平成三十年十一月十九日受理
全ての私立学校に正規の養護教諭を配置し、子供
の命と健康が守られる教育条件を求めることに関
する請願

請願者 東京都江戸川区 小松沙織 外四
百九十九名

紹介議員 山本 太郎君
現在の日本の子供たちは、健康問題の深刻化に
歯止めがかからない現状で、体と心には重大な異
変も起こっている。重篤なアレルギー症状、腰痛、
貧血、低体温、起立性調節障害、過敏性腸炎、睡
眠障害、不定愁訴などの健康問題に加えて、ネッ
ト依存、自傷行為、鬱、不登校、ひきこもりなど
の精神的な問題も増加している。また、貧困や虐
待など深刻な要因や自閉症スペクトラムなど発達
上の課題を抱える等、学校現場だけでなく医療機
関や児童相談所など関係機関とのネットワークに
よる支援が必要な状況が多くある。養護教諭は、
対処療法的対応にとどまるのではなく、その背景

や根本原因にも目を向けて学校内外の連携の中核
を担う役割を果たしている。養護教諭の配置は、
公立では標準定数法により小学校八百五十一人、
中・高校八百一人以上の学校に複数配置との基準
がある。私立学校においても子供たちの実態は公
立と同様であるが、養護教諭の配置や学校保健の
校内体制や特別支援教育の現状は、公立学校に比
べても大きく立ち後れている。戦後、学校教育法
が施行され、養護指導から養護教諭に位置付けら
れて七十年余り経た現在、私立学校ではいまだに
教育職としての養護教諭が配置されていない現
状、非正規雇用や一人で中高兼務などの現状が多
くある。単位制や通信制の学校には支援を必要と
する生徒が多数在籍しているが、養護教諭の配置
状況は全日制と比較すると更に深刻である。全て
の私立学校の子供の命と健康を守るため、正規雇
用の養護教諭の配置と学校保健体制・特別支援教
育体制の構築は喫緊の課題である。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、全ての私立学校(幼稚園・小学校・中学校・
高等学校・特別支援学校)に養護教諭を早急に
配置すること。
二、私立学校について養護教諭の配置に公立学校
と同様の基準を設けること。現行の複数配置基
準は、「小学校八百五十一人、中学校、高校八
百人、特別支援学校六十一人以上」である。
三、学校教育法附則第七條(小学校、中学校及び
中等教育学校)には、第三十七條、第四十九條、
第六十九條の規定にかかわらず、当分の間、養
護教諭を置かないことができるを削除するこ
と。

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二八八号 平成三十年十一月二十日受理
全ての私立学校に正規の養護教諭を配置し、子供
の命と健康が守られる教育条件を求めることに関
する請願

請願者 東京都江戸川区 松村有紀 外四
百九十九名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二九四号 平成三十年十一月二十一日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 静岡県伊豆の国市 小嶋友子 外
千三百八十九名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二九五号 平成三十年十一月二十一日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 山形市 佐竹あさる 外九十九名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第二九六号 平成三十年十一月二十一日受理
学校現業職員の業務をトップランナー方式の対象
から外すとともに、学校現業職員の法的位置付け
を求めることに関する請願

請願者 長崎県佐世保市 服部瑠以子 外
七十八名

紹介議員 井上 哲士君
学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を
日々点検し、教育環境の整備を行い、心と体の健
康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作
業、障害のある子供を支える介助などの業務に携
わっている。さらに、教員や様々な職種の職員と
連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支
える業務に取り組んでおり、正規の職員だからこ

新潟県上越市 山本淳 外四百九
十四名

そ、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応し、子供たちの安全・安心を守る学校づくりができる。二〇一一年三月、東日本大震災が発生したとき、被災地の学校では児童・生徒の安否確認はもとより地域の避難住民の世話などに教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となつて全力を尽くした。学校は、正に子供や地域住民の安全・安心のよりどころである。ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第六十条、小・中学校は第二十七条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、「学校現業職員を置く」とは明記されず、教職員定数を定めている義務・高校標準法にも位置付けられていない。そのため、民間委託化や正規から非正規への置き換えが進行しており、学校現業の仕事を不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしている。二〇一六年度から導入された地方交付税算定に関わるトプランナー方式の対象業務に学校現業職員の業務が含まれている。学校現業業務については、経費水準の段階的な引下げとともに、経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替える見直しも行われ、民間委託化、非常勤化へ一層強く誘導する政策が取られている。学校現業職員の果たしている役割を鑑みれば、民間委託や非常勤職員ではなく、正規職員を配置することが望ましいのは明らかである。安心・安全な教育環境を整え、子供たちに行き届いた教育を保障するため、学校現業職員業務をトプランナー方式の対象から直ちに外すとともに、学校に正規の学校現業職員を必ず配置できるように法制化することを求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、学校用務員事務をトプランナー方式の対象業務から外すこと。

二、学校給食の調理業務をトプランナー方式の対象業務から外すこと。

三、学校現業職員を学校教育法、義務・高校標準法等に明記し、法制化すること。

第二九七号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県佐世保市 針尾和海 外七十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二九八号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県佐世保市 井上朋子 外七十八名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第二九九号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県佐世保市 野田達也 外七十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇〇号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県諫早市 古川操 外七十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇一号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県諫早市 熊本哲也 外七十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇二号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県平戸市 松永六十四 外七十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇三号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎市 小嶺久美子 外七十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇四号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県平戸市 江上良恵 外七十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇五号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町 田川敏 外七十八名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇六号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県佐世保市 坂田裕美 外七十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇七号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県大村市 寺田剛史 外七十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇八号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県諫早市 福本雅子 外七十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三〇九号 平成三十年十一月二十一日受理

学校現業職員の業務をトプランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに係る請願

請願者 長崎県諫早市 村田克彦 外七十八名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三二〇号 平成三十年十一月二十一日受理
学校現業職員の業務をトップランナー方式の対象から外すとともに、学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願
請願者 宮城県石巻市 奥田伸晃 外九百四十七名

紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第三三〇号 平成三十年十一月二十二日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長崎市 金子禎宏 外九十九名

紹介議員 薬師寺みちよ君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三三二号 平成三十年十一月二十二日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 大阪府和泉市 迫彩香 外九十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三三三号 平成三十年十一月二十二日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 堺市 辻田竜一 外九十九名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三五四号 平成三十年十一月二十二日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 大阪府茨木市 味岡葉子 外九十九名

紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第二四二号と同じである。

第三五五号 平成三十年十一月二十二日受理
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を

持つて教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願
請願者 青森市 一般財団法人青森県教育厚生会理事長 渡部秀逸 外五百七十三名

紹介議員 田名部匡代君
急速な少子高齢化社会の流れにあって、団塊の世代が七十五歳以上になる二〇二五年度には、社会保障給付費は百五十兆円に迫ると推計(厚生労働省発表)されている。政府はこうした状況に将来的に対応するため、二〇一一年に社会保障と税の一体改革をまとめ、二〇一三年末に成立したプログラム法にのっとり、二〇一四年から消費税率の引上げとともに、七十歳から七十四歳までの医療費自己負担の二割負担への段階的引上げが実施された。二〇一五年には介護保険においても利用者負担増や介護サービス受給の基準の引上げなどが実施され、年金においてもマクロ経済スライド発動による初の支給額削減や年金制度改革法の成立により新たな削減ルールが提起された。こうした一連の流れからは、社会保障制度改革国民会議報告書の理念が薄められ、確実に実施するとしていた社会保障の充実・機能強化を残念ながら感じることができない。医療・介護・年金制度の充実を図り、持続可能な制度として確立することは、誰もが将来を見据え安心して働く上で極めて重要なことである。また、子育て支援や教育費負担の軽減、若者の就労保障等については、未来社会への先行投資として社会保障の施策の基本に据える必要がある。今、教職員の働き方が^{せじょう}粗上加え、複雑化する社会の中で多様な子供たちと向き合い、多くの困難な教育課題に取り組んできた結果である。長時間労働を是正し、教職員が一人一人の子供と向き合う時間を確保するためには、教職員定数の改善を図る等、抜本的な改革を実施し、安心して職務に専念できる環境を整えることが不可欠である。

第三五六号 平成三十年十一月二十二日受理
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願
請願者 福岡市 一般財団法人福岡県教職員互助会理事長 小森晃 外千四百九十四名

紹介議員 古賀 之士君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第三五七号 平成三十年十一月二十二日受理
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市 一般財団法人岩手県退職教職員互助会理事長 佐藤 淳一 外二千九百八十五名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第三五八号 平成三十年十一月二十二日受理
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願
請願者 茨城県水戸市 一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 柴原宏 一外七千五百三十八名

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持つて教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善等に関する請願
請願者 沖縄県那覇市 一般社団法人沖縄県教職員共済会理事長 津波古弘 信 外千二百一名

紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第三五五号と同じである。

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

第三五九号 平成三十年十一月二十二日受理

平成三十年十二月十八日印刷

平成三十年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K